

令和2年 第2回定例会

浦臼町議会会議録

令和2年 6月17日 開会

令和2年 6月25日 閉会

浦臼町議会

浦臼町議会第2回定例会 第1号

令和2年6月17日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 令和2年度町政執行方針
- 6 令和2年度教育行政執行方針
- 7 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 8 報告第3号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告について
- 9 議案第27号 浦臼町税条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第28号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第29号 浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 12 所管事務調査について（総務産業常任委員会）

○出席議員（9名）

議長	9番	小松正年君	副議長	8番	中川清美君
	1番	高田英利君		2番	野崎敬恭君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	川畑智昭君
副町長	石原正伸君
教育長	河本浩昭君
総務課主幹	城宝睦己君
くらし応援課長	中田帯刀君
くらし応援課主幹	早坂隆広君
長寿福祉課長	齊藤淑恵君

産業振興課長	横	井	正	樹	君
建設課長	馬	狩	範	一	君
教育委員会 事務局長	上	嶋	俊	文	君
農業委員会 代表監査委員	日 笹	下 木	文 政	雄 廣	君 君

○出席事務局職員

局長	國	田	朋	子	君
書記	西	川	茉	里	君

◎開会の宣告

○議長

おはようございます。

本日の出席人員は9名全員です。

定足数に達しております。

ただいまから、令和2年第2回浦臼町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎開議の宣告

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を、会議規則第118条の規定により、議長において、1番高田議員、2番野崎議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月25日までの9日間にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月25日までの9日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

○議長

日程第3、諸般の報告をします。

初めに、令和2年第1回定例会以降きょうまでの議長政務報告をお手元に配付してありますので、お目通し願い、主なもののみ報告いたします。

4月1日、滝川警察署砂川警察庁舎開始式に出席してまいりました。祝辞に宗形滝川警察署長と警察本部交通機動隊長からあいさつがあり、来賓として砂川市長、それから砂川地区防犯協会連合会鎌塚副会長、砂川地区交通安全協会北谷会長の祝辞をいただき、最後に菅野砂川警察庁舎所長の決意表明がありました。地域の安全・安心の中核施設として、また拠点となることを

願うところであります。

次に、監査委員より、令和2年3月分から5月分に関する例月出納検査の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますので、報告済みといたします。

続いて、総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですので、ご承知願います。

総務産業常任委員会所管事務調査は報告済みとします。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

おはようございます。

令和2年浦臼町議会第2回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日をもって招集いたしました第2回定例会については、理事者より議案8件、報告2件、同意14件をご提案いたしております。各議案とも提案の際に詳細についてご説明をいたしますので、ご審議いただき、町政推進のためにご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

この際、5月以降の行政報告をさせていただきます。

まず、私、5月1日より町長に就任し、約一月半が経過いたしました。その間、臨時会がございましたが、定例会としては本日が初めてとなります。後ほど執行方針を述べさせていただきますが、これからの4年間に向けての改めのスタートと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

行政報告につきましては、お手元に配付いたしました報告書をお目通しいただきたいと思いますが、4月から発令されておりました新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言により、町内外での行事、活動がほぼ中止となり、解除された現在でもいまだ通常の状態には戻っていません。

今月末に空知総合振興局主催の管内市町長会議を開催するとの案内が届いておりますが、今後当分の間は様子を見ながら徐々に再開していくという状況が続くものと思っております。

以上でございます。

○議 長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがありましたので、第1回定例会以降の教育行政報告につきまして、お手元の報告書をお目通しいただき、主なもののみ報告をさせていただきます。

4月6日に小中学校の入学式が行われ、新学期が始まりましたが、国の緊急事態宣言を受けて、4月20日から5月6日までを臨時休業とし、さらに5月末までの延長となり、6月1日、ようやく学校の再開がなされたところでもあります。

その間、道教委と道内市町村教育長との新型コロナウイルス感染症への対応に係るテレビ会議が開催されており、4月17日の会議では4月20日から5月6日までの臨時休業と、その間の児童生徒の家庭学習指導について、30日の会議では臨時休業の延長と分散登校及び学習指導等について、5月26日の会議では学校再開に当たっての留意事項等について説明を受け、意見交換を行っております。

引き続き、子供たちの学びの確保のため、小中学校との連携を図り、安全に配慮しながら進めてまいります。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議長

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 令和2年度町政執行方針

○議長

日程第5、令和2年度浦臼町執行方針を行います。

町政執行方針についての説明を求めます。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

令和2年第2回浦臼町定例議会の開催に当たり、就任のごあいさつと町政運営の所信を申し述べ、議員各位を初め町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

私は、4月21日に行われました浦臼町長選挙におきまして、町民の皆様を初め多くの方々のご支援と心温まるご厚情を賜り、無投票当選の榮に浴しまして、浦臼町長に就任いたしました。ここに心から感謝を申し上げますとともに、本日この場に挑みまちづくりへの重責を改めて痛感しているところでございます。

地域社会を取り巻く環境は極めて厳しいものがあり、さらに一時の勢いは収まったとはいえ、世界じゅうを席卷しております新型コロナウイルスが社会全般に深刻な影響を及ぼす中での多難な船出となりますが、無投票当選におごることなく、多くの皆様からお寄せいただきました信頼と期待にこたえるべく積極的な行政運営に努めてまいります。

私は、今回の選挙を通じ、「集い、語り、支え合い、笑顔あふれる町に」をスローガンとしてきました。一人一人の力は小さくとも、人と人との交流

によって大きな力となり、日々の活力や新しい発想が生まれ、豊かさや安心感を実感できる、そんなまちづくりを目指し、今後の町政運営に臨む所存でございます。

町民の皆様並びに議員各位におかれましては、格別のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

今から8年前、私が副町長を拝命した年に第2次安倍内閣が誕生し、アベノミクスと呼ばれる経済政策、その後に地方再生を目指した地方創生策が推進されました。

これにより、一定の成果を上げているという評価も一部にはありますが、地方においては豊かさを実感できず、都市部への一極集中の流れも変わったとは言えない状況で、全国的な人口減少と少子高齢化の同時進行は過疎化の足を速め、本町においても平成27年度に作成した人口ビジョンをやや上回る速さで人口の減少が進んでおります。

さらに、この状況に追い打ちをかけるように、新型コロナウイルスによる猛威が世界を覆い尽くし、緊急事態宣言が解除されたとはいえ、今なお安心して生活できる状態にはなっていません。

今後、ワクチン等の開発により大きな脅威ではなくなる時期が来るとは思いますが、リーマンショック以上とも言われる社会、経済に及ぼす悪影響がどのような形で地方へ波及してくるのか、まだ見通せる段階ではありませんが、地方財政への影響など相当の覚悟を持って今後に備える必要があると考えております。

また、近年は甚大な被害をもたらす自然災害が頻発しております。一昨年9月に起きた胆振東部地震は震度7を記録し、全道一円の数日間にわたる停電は実体験として強烈な印象を残しましたし、昨年10月の関東、東北地方を襲った台風19号は、豪雨による河川災害の恐ろしさを見せつけられました。

今後起きるであろう災害から町民の生命財産を守るため、今自治体にはだれも想定し得なかった事態を事前に想定する対応が求められています。

さらに、減反政策の廃止など農業の国内改革が進められる一方で、環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPP11が一昨年末に、昨年2月にはEUとの経済連携協定、ことしに入って日米貿易協定と矢継ぎ早に発効しており、急激なグローバル化が進展しています。

大規模化の進む北海道農業は、競争力という点で比較的有利とされていますが、今後本町にとっても影響が出ないとはいえ、一層の効率化、合理化、スケール感を生かせる新しい農業経営への転換が差し迫った課題となっています。

本町にとっても深く関係するさまざまなマイナス要素が山積していますが、どんな状況であっても、私たちのふるさと浦臼町を持続させ、安心して住み続けていただくためには、町民の皆様の安全を守り、経済を支え、そして生活を豊かにしていかななくてはなりません。

ここで、6項目の基本政策を柱とする具体的に推進していく施策の一端を述べさせていただきますが、今後4年間を通して早急に行うことができるものについてはすぐに、時間をかけて検討すべきはじっくりと、町民、議員の皆様、そして職員との対話を通じてしっかりと進めてまいります。

それでは、基本政策の1点目、確かな防災対策の推進についてでございます。

前段で申し上げたように、近年の自然災害の猛威は甚大な被害を全国各地にもたらしています。

特に、昨年の台風19号では140カ所で河川決壊やはんらんが発生しており、これまで安全だと思われた堤防などの治水設備が決して万全ではないことを思い知らされました。

本町には石狩川が流れ、強固な丘陵堤に守られていますが、ここで100%安全とは言えない時代になっており、これまでの防災対策を一步進める必要があります。

そのため、来年度になりますが、専門的な知識、技能を持つ防災マネージャーを外部から招聘、担当部署に配属し、防災計画、避難計画の見直し、防災訓練、防災教育の充実など、生命財産を守るため、災害対策全般の大幅なレベルアップを図ります。

また、国土強靱化計画の策定、防災行政無線のデジタル化対応をあわせて進めます。

さらに、避難所指定されている町施設の通信環境の整備を順次進めるとともに、避難所として浸水想定区域から最も離れている農村センターへ、高齢者の日常使用の利便性向上も兼ねてエレベーターの設置を検討してまいります。

2点目、持続可能な農業の推進でございます。

本町にとって、農業は今も昔も産業、経済の中心であることは変わりませんが、時代の移り変わりとともに経営や作業の形態は大きく変貌しました。

特に、昭和60年当時は450戸ほどだった農家数が、現在は法人を含めて160戸台にまで減少しています。

同じ面積を3分の1の農家が経営する、機械化が進み作業の大幅な省力化が図られたことによるものと思いますが、ICT農業の入り口に差しかかった現在、将来の活用を見据えて、基盤の整備に着手しなくてはなりません。

非常に長い時間がかかることは承知していますが、持続可能な農業のため、また農地の価値を守るため、国営の農地再編整備事業の採択に向け、関係機関とともに推進してまいります。

並行して、スマート農業についても検討を進めます。5G回線につきましては本格的な運用はまだ先ですが、乗りおくれることのないよう準備を進め、可能なことから取り組んでまいります。

また、既存の若手農業者チャレンジ応援補助金を拡張し、複数農業者による新たな挑戦に対し支援できるよう制度設計を開始します。

スマート農業を初め新技術を取り入れた農業の効率的経営の推進のため、若手農業者を中心に直接意見を伺う検討会議を継続的に開催してまいります。

新規就農者対策については、受け入れ・指導体制、実習施設、助成制度等広範な条件整備が必要となり、短期間での体制づくりは困難ですが、現在の本町で受け入れできる作物、規模、経営方法等を調査し、経営と生計の持続可能なモデルづくりから始めたいと思います。

3点目になります。魅力アップ商工観光の推進でございます。

商工業では、多くの事業所が後継者難の問題を抱え、さらに人口減少による購買力の減少が避けがたい状況にあります。

大変厳しい経営環境にあります。中小企業振興事業の拡充を図るとともに、移住を伴う町外からの新規の進出、出店に対する支援の強化を図ってまいります。

また、今回の新型コロナウイルスによる事態により飲食店を中心に大きな影響を受けていますが、地方創生臨時交付金を活用しながら、商品券の全戸配付やプレミアム商品券を発売し、町内での消費拡大を促進します。

次に、観光分野ですが、道の駅、休養村センター、鶴沼公園を一体的に再整備する産業観光推進ランドデザイン整備事業については、町の活性化を促し、対外的に町をアピールする観光交流拠点として重要な事業と考えております。

現在、構想案が提案されている段階ですが、大きな経費負担を要する事業になりますので、事業内容、管理方式、事業費、財源等を検討し直し、私なりの考えを加えた上で、改めて提案し、建設に向け道筋をつけてまいります。

鶴沼ワイナリーへの醸造所の建設については、3年前に協議を行ってから、現在は中断しておりますが、改めて申し入れを行い、設置に向けた協議を再開いたします。

4点目は、温かな住民生活の推進でございます。

非常に広い範囲が対象となりますが、高齢者施策を初めとする既存事業については継続して実施することとし、それ以外の取り組みについて述べさせていただきます。

まず、医療については、来年度に向け、町民の皆さんが今後とも安心して受診することのできる体制を、関係者の皆さんと協議させていただき、構築してまいります。

また、老朽化の進む現町立診療所の建てかえの検討を進めます。

人口減少、高齢化の進展により町内会の運営、コミュニティーの維持が難しくなっており、将来を見据えた行政区の再編について協議を開始いたします。

公共交通につきましては、札沼線が4月17日、余りにも突然にラストランを迎えました。

既に、4月から試行運転を兼ねて、月形行き代替バスや新たな乗り合い

タクシーも運行を開始していましたが、高齢化が進み免許の返納も増加している現状で、生活の足の確保は重要な課題であり、新たな要望に耳を傾け、利便性の向上を図ってまいります。

なお、札沼線の廃線に伴う駅舎、線路用地の利活用については、町民の皆様のご意見を伺いながら決定してまいります。浦臼駅周辺につきましては新たなコミュニティーゾーンとして、診療所の建てかえとも一体感を持って整備してまいります。

情報通信網の整備については、今回の国の第2次補正予算により通信関連の補助金が大幅に増額され、あわせて新型コロナ対策地方創生臨時交付金の活用も見込めることから、情報通信事業者と協議を進め、早急に光ファイバー整備の実施可否を判断していきたいと思っております。

5点目は、健やかな子育てと教育の推進でございます。

子育て支援の分野につきましては、前町長が積極的に取り組まれ、充実した内容となっておりますので、すべて継続してまいります。

今後につきましては、ホームページの掲載内容を整理し、豊富な支援策や事業を町内外にアピールできるよう積極的に情報発信を行うとともに、他市町村から若年層の転入を促す子育て世代家賃補助事業の制度設計を開始いたします。

また、不妊治療を一般治療にまで対象を広げ、医療機関までの交通費を新たに支援いたします。

教育分野につきましては、少子高齢化という厳しい状況の中で、心身ともに健やかで安心して学べる教育環境の整備を目指し、次代を担う青少年の心豊かでたくましい成長を促すため、教育委員会とともに、学校、家庭、地域社会が一体となった教育を進めてまいります。

今回の新型コロナにより事業が前倒しとなった文部科学省のGIGAスクール構想にいち早く取り組み、児童生徒へのタブレット端末及び通信環境の整備を進めます。

また、学校における教育指導体制の強化を図るため、来年度から補助教員の増員についても検討してまいります。

6点目になります。住民対話の推進でございます。

これまでの町政懇談会とは別に、町民の皆さんの声を直接お伺いする場として、また私の考え方をお伝えする場として、地域や会合に私が出向いてお話しをさせていただく仕組みをつくり、「集い、語り、支え合い」を実践してまいります。

また、このスローガンには町民同士の交流やかかわりの活発化によって互いを支え合うという意味合いも含んでおり、各課主催事業への積極的な参画の呼びかけや魅力向上に努めてまいります。

以上、町政運営に対する所信の一端を申し上げましたが、このほかにも多くの皆様から町政に対するご意見やふるさとへの思いをお伺いしております。

今後とも町民の皆様からの声をしっかりと受けとめながら、町政を担う者としての使命と責任のもと、町政運営に全力で取り組んでまいります。

本町は、昨年の開基120年に続き、本年町制施行60周年を迎えています。歴代の町長を初め幾多の先輩たちが鋭意努力され、築き、守ってこられたこの浦臼町をしっかりと受け継ぎ、次の世代に自信を持って引き継げるよう、与えられた4年間で精いっぱい頑張っていきますので、町民の皆様並びに議会各位の一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げまして、所信表明といたします。

◎日程第6 令和2年度教育行政執行方針

○議 長

日程第6、令和2年度教育行政執行方針を行います。

教育行政執行方針についての説明を求めます。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

令和2年第2回浦臼町議会定例会に当たり、浦臼町教育委員会が所管の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

令和という新しい時代を迎え、国は第3期教育振興基本計画において、2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項を超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けた技術革新が進展する中、「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要とし、教育を通じて、生涯にわたる一人一人の可能性とチャンスを最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組むとしております。

加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、学校の休業が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態にも対応可能な遠隔教育などSociety 5.0の実現を加速していくことが急務となっております。

これからの社会は、IoTやビッグデータ、人工知能などの技術革新による情報化、グローバル化の進展で急速に変化し、すべての子供たちの複雑で難しい社会でたくましく生き抜く力の育成が必要となってきます。

一方、浦臼町の将来にとって確かな力となる「心優しい人づくり」にも努めていくことが肝要であり、これまで取り組んできた人づくりの一層の強化を図り、町との連携を密にし、わかりやすい教育行政の執行に努めてまいります。

また、パンデミックとなり、いまだ終息を見通すことのできない新型コロナウイルス感染症対策につきましても、学校や保護者などと連携し、万全な体制に努めるとともに、この経験が子供たちの成長の糧となるような教育活動の実施にも努めてまいりたいと考えております。

まず、教育行政の執行に当たり、浦臼町教育理念、「知・徳・体に調和の

とれた人間形成」並びに浦臼町教育大綱基本理念「明日を担う人を育む教育・文化のまち」を踏まえ、これまでの取り組みのさらなる拡充を図り、一人一人が輝いて生き抜く力、「笑顔で生き生き学ぶ」教育の推進を引き続き基本方針といたします。

次に、令和2年度の重点施策につきましては、学校教育の充実及び社会教育の推進の大きく二つに分けて申し上げます。

学校教育の充実の一つ目は、「社会に立ち向かっていける力の育成」、確かな学力の定着であります。

学校運営につきましては、コミュニティースクール（学校運営協議会）の導入3年目となり、学校の運営方針をより理解し、地域住民や保護者などのだれもが気軽に参画することによって、ともに歩み開かれた学校をよりよいものにしていこうとする意識の高まりを学校が的確に受けとめ、地域の力を活用し、学校運営の改善・充実に努め、確かな力と心優しい人づくりを推進いたします。

また、就学援助制度、高等学校通学等支援助成、給食費の無料化等の支援を継続し、各種検定料の助成により、学びの意欲と基礎学力の向上に努めます。

中学校修学旅行におけるふるさと教育では、高知県本山町の歴史、文化、習慣を知ること、違いを感じ、浦臼町を理解し、ふるさと意識をはぐくむ取り組みの推進に努めます。

教育課程につきましては、「生きる力」を支える「知・徳・体」の調和を重視し、伝統文化を尊重、ふるさとを大切にすることをはぐくみ、これまでの「何を学ぶのか」に加え、言語活動を重視し、「どのように学ぶのか」「何ができるようになるのか」、さらには「なぜ学ぶのか」という学習意欲をより明確にしながら、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会をつくるという目標を地域と共有し、社会に開かれた教育課程の実現のため、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進に努めます。

また、文化芸術に直接触れる機会を多く設け、子供たちの興味と感性を養うよう努めます。

学習指導につきましては、平成31年度の全国学力・学習状況調査の結果を真摯に受けとめ、基礎知識・技能の定着に向け、小中連携し統一した授業のスタイルや学習規律、主体的・対話的で深い学びの指導方法の確立を目指します。

小学校においては、学びの基礎、基本が重要であることから、町独自に教諭を配置し、個に応じた学習環境を整え、学びの支援を続けます。

また、グローバル化の進展による厳しい挑戦の時代を生き抜く資質・能力を備える人材育成に向けて、プログラミング教育が必修化されるなど、情報活用能力を言語能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられており、情報技術を生かした授業を推進するため、国が推進するGIGAスクール構想の実現の加速化に伴い、本年度、小中学校に通信ネットワー

ク環境及び1人1台の端末整備を行い、オンライン学習に加え、オンライン授業等の導入も視野に入れた質の高いICT教育の指導体制の充実に努めます。

特別支援教育は、共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援に努めます。

連携教育につきましては、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎、基本を培う上で大変重要でありますので、町部局との連携はもとより、こども園、小中学校の連携強化に向けた支援に努めます。

また、小1プロブレム、中1ギャップの未然防止、小中学校間の乗り入れ授業の実践や教職員の情報共有を深めます。

地域とともに、コミュニティースクールや家庭サポート企業との連携を活用し、キャリア教育と社会的マナーを身につける環境づくりに努めます。

外国語教育につきましては、新学習指導要領により本年度から小学校高学年は英語の教科化、中学年は外国語活動として標準授業実数がふえることから、引き続き外国語指導助手（ALT）を中学校に通年配置し、中学校英語教育の充実、小学校においては、子供たちが英語で日常的なコミュニケーションをとることができる力を身につけられるようALTによる支援体制を整え、グローバル化による急速な情報化社会で生き抜く力の育成に努めます。

学校教育の充実の二つ目は、健やかで、人の優しさ、痛みのわかる心の育成、豊かな心と健やかな体であります。

道徳教育につきましては、一昨年からは小学校、昨年度からは中学校の道徳の時間が「特別の教科 道徳」となり、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善されております。

答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する道徳教育への転換により、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通じて、豊かな心や人間性をはぐくむ教育の推進に努めます。

いじめ・不登校につきましては、望ましい人間関係を醸成し、楽しい学級生活を送るため、学級集団に関する情報を分析し、児童生徒の意欲や解決すべき課題を把握するアンケート「hyper-QU」を全学年で継続的に実施し、「浦臼町いじめ防止基本方針」の周知徹底を図り、関係者との連携を密にし、スクールカウンセラーの活用を図り、未然防止と適切な実態把握による早期発見に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見は決して許されないことの指導を各学校で行います。

有害情報から子供を守るために、学校・家庭・地域と連携し、有害情報に対する啓発を行い、携帯電話やネットトラブルの根絶に向けた取り組みを充実してまいります。

学校保健につきましては、早寝早起き朝御飯を推奨し食に関する正しい知

識や望ましい食習慣の定着を図り、地産地消等の食育の推進に努めるとともに、家庭と連携した毎朝の検温や風邪症状の確認など感染源を絶つこと、十分な睡眠やバランスのとれた食事を心がけるなど抵抗力を高めることの重要性の普及啓発を行い、児童生徒が新しい学校生活様式を見につけるよう指導を行います。

また、子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、食物アレルギー対応指針に基づき、安全・安心対策を講じます。

虫歯予防のために、小学校を初め認定こども園にもフッ化物洗口の有効性をPRし、普及に取り組みます。

違法薬物乱用防止の啓発、危険性についての情報共有に努めます。

学校教育の充実の三つ目は、安全・安心な学校、信頼される学校づくりであります。

学校運営につきましては、地域全体で子供たちの成長を支えることができるよう学校運営の改善・充実や地域づくりに有効となるコミュニティースクールの本格的な導入から3年目を迎え、一層の取り組みの充実に努めます。

教育の成果は、直接指導する教職員の資質・能力によるところが大きいことから、校内研修の充実、各種研修・研究会等への参加支援を図り、資質・能力の向上と指導内容の改善に努めます。

また、教職員の服務規律の徹底と規範意識の向上に努めます。

子供の安全確保につきましては、気候変動により豪雨災害等が多発している昨今、地震や台風などの自然災害から身を守るために必要な知識や能力等の育成に向け、校内対策マニュアルの確認、避難訓練や1日防災学校の実施などの防災教育の推進や事件・事故に対する危険予測、危機回避能力を身につけさせる防犯教育を進めます。

また、近年は空知管内においても、毎日のように不審者情報があることから、通学路の点検や防犯カメラによる犯罪抑止を図り、学校の安全・安心の確保に努めます。

さらに、新型コロナウイルス感染症から児童生徒を守るため、校舎内の消毒や北海道教育委員会との連携もとの臨時休校や分散登校、出席停止措置等の適正な実施、感染予防対策としての衛生教育の強化に努めます。

学校における働き方改革につきましては、教職員が健康で働ける環境、子供と向き合う時間の確保に向けて、浦臼町立学校における働き方改革アクション・プランの改定、部活動のあり方に関する方針等に基づき、またコミュニティースクールによる地域人材を活用するなど持続可能な学校運営体制の整備に努めるとともに、今年度浦臼町立学校管理規則を改正し、勤務時間外在校時間の上限を定め、校務支援システム及び出退勤の把握のためのタイムカードを導入し、取り組みの推進を図ります。

学習環境の整備につきましては、引き続き施設の適正な維持管理に専念するとともに、緊急時の家庭におけるオンライン学習環境を整備し、学びをとめない学校環境を推進してまいります。

社会教育の推進の一つ目は、「地域社会における連携と見守り」、地域における体制づくりであります。

地域の体制づくりにつきましては、小学生の安全・安心な触れ合い・学びの場所として「浦臼町子ども広場」を通年開設し、本年度については試行的に小学校入学前の新1年生を受け入れるなどの内容充実を図り継続します。

また、地域、町内会等が次代を担う子供たちの健全育成を推進するための事業を支援してまいります。

乳幼児教育について、乳児にはブックスタート事業を継続し、読み聞かせボランティア活動への支援に努めます。

読書環境の充実につきましては、読書活動推進計画に基づき、だれもが気軽に利用できる環境改善に努め、保護者に対しての啓発にも取り組んでまいります。

社会教育の推進の二つ目は、笑顔で生き生き学べる社会の実現であります。

生涯学習の振興のため、芸術・文化につきましては、文化協会と協働し、文化芸術の振興に努めます。

学校と地域連携の中で、北海道巡回公演等を活用し、真の伝統芸術を知り、町民の感性を高め、心豊かで潤いの持てる香り高い文化の町を目指します。

町民だれもが本格的な施設環境で行われているミュージカル等を鑑賞できるよう、町民移動芸術鑑賞会も継続します。

スポーツ・文化の振興のため、スポーツにつきましては、少子化・人口減少社会に対応した活力ある生涯スポーツを目指し、だれもが参加できる楽しいスポーツのPRと場所の提供を推進し、子供から高齢者までのどなたでも笑顔で汗を流せる環境を目指し、今年度につきましてはB&G財団修繕助成事業による海洋センターの暖房設備工事並びに全館LED化工事を実施いたします。

社会教育関係団体につきましては、高齢化や人材発掘の面においても活動維持が困難となってきたこととあわせて活動する機会の減少も進んでおりますが、自主的かつ自発的な活動の支援に努めます。

文化財につきましては、地域における人々の生活や地域の風土によりはぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた財産の保護・保存を行うとともに、郷土の歴史を学び、自然・文化遺産資源の発見と発信に努めます。

また、アイヌ遺跡や浦臼町の入植地の保全・維持管理を適切に行い、開拓者の頌徳碑等の劣化が進んできていることから、改修や修繕などの支援対策を継続します。

以上、令和2年度に取り組む重点施策について申し上げます。

まちづくりは人づくりにあることを基本姿勢として、次代を担う子供たちが複雑で予想することの難しい社会を受けとめ、主体的によりよい社会と人生をみずからつくり出せる力の育成とすべての町民が笑顔で生き生き学び楽しく暮らすことのできる教育環境が重要であります。

地域の学校を柱として、コミュニティスクールの充実、教育振興を図り、

心豊かで香り高い文化の町を築いてまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、既に学校の臨時休業や行事の中止、社会教育事業や施設の利用中止など施策の実施に影響が出ておりますが、さまざまな工夫をしながら、今できる最善の対応に努めてまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、令和2年度の教育行政執行方針といたします。

○議 長

以上で、執行方針を終わります。

ただいまから、休憩といたします。

5分間の休憩をとりたいと思います。再開時間は45分といたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時46分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第7 報告第2号

○議 長

日程第7、報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝睦己君）

議案書の5ページをお開きください。

報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和元年度浦臼町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和2年6月17日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、地方自治法施行令の規定により、5月31日までに繰越計算書を調製いたしましたので、今回その内容をご報告させていただくものでございます。

次のページをお開きください。

ここに記載の事業につきましては、令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第8号）におきまして、繰越明許費の補正の議決をいただきました事業でございます。

5款農林水産業費、事業名、道営農地整備事業（経営体育成型）負担金といたしまして、金額2,938万5,000円、翌年度繰越額は2,352

万5,000円でございます。

財源内訳につきましては、その他、道補助金といたしまして2,055万3,000円、一般財源297万2,000円でございます。

以上が、報告第2号の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告については報告済みといたします。

◎日程第8 報告第3号

○議 長

日程第8、報告第3号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝睦己君）

議案書の7ページをお開きください。

報告第3号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により浦臼町土地開発公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和2年6月17日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、地方自治法の規定により、浦臼町土地開発公社に係る令和元年度事業報告及び決算報告、並びに令和2年度事業計画及び事業予算に関する書類を作成し、今回その内容をご報告させていただくものでございます。

本報告案件につきましては、報告書として配付させていただいておりますことから、要点についてのみご説明とさせていただきます。

初めに、令和元年度の事業及び決算状況をご説明申し上げます。別冊令和元年度事業報告書及び収入支出決算書の1ページをお開きください。

当年度の事業につきましては、平成28年度より分譲を開始いたしました旧田宮団地分譲事業2区画のうち1区画の分譲契約が成立となりました。

また、浦5分譲地事業につきましては、旧田宮団地分譲事業の販売状況や町内動向を勘案し、計画を検討しているところでございます。

次に、理事会の開催状況でございますが、当年度につきましては2回の開催となっております。内容につきましては記載のとおりでございますので、ご高覧いただきたいと思います。

続きまして、決算状況を報告いたしますので、次のページをお開きください。

浦臼町土地開発公社決算報告の（１）決算運用書をごらんください。

収入決算額につきましては、前年度繰越金、旧田宮団地分譲地１区画の売却収入、受取利息を合わせまして７２９万４，６１２円でございます。

次のページをお開きください。

支出執行額につきましては、人件費及び経費を合わせました一般管理費と繰越金を合わせまして７２９万４，６１２円でございます。

詳細につきましては、次ページ以降の損益計算書、貸借対照表、財産目録、出資金明細表、キャッシュ・フロー計算書をご高覧いただきたいと思います。

続きまして、令和２年度事業計画及び収入支出予算についてご説明申し上げます。別冊令和２年度事業計画書及び収入支出予算書の１ページをお開きください。

令和２年度浦臼町土地開発公社収入及び支出予算でございますが、今年度の予算額は総額９４５万２，０００円を計上してございます。

次のページをお開きください。

令和２年度の事業計画につきましては、（１）旧田宮団地分譲事業といたしまして、１区画の宅地分譲事業とともに（２）町道南２丁目線用地売却事業といたしまして、町道南２丁目線道路改良舗装事業に伴う道路用地の売却事業を計画してございます。

金額はそれぞれ記載のとおりとなっておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

次に、５ページをお開きください。

資金計画書の収入につきましては、前年度繰越金、事業収入といたしまして、保有土地の売却収入及び事業外収入を合わせまして合計９４５万２，０００円を計上してございます。

次のページをお開きください。

支出につきましては、事業費及び公社の運営経費であります一般管理費のほか予備費、繰越金を合わせまして、収入と同額の９４５万２，０００円を計上してございます。

人件費及び経費明細書につきましては、７ページに記載のとおりとなっておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

以上、概要をご説明申し上げまして、浦臼町土地開発公社の経営状況のご報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第３号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告については報告済みと

いたします。

◎日程第9 議案第27号

○議 長

日程第9、議案第27号 浦臼町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田課長。

○くらし応援課長（中田帯刀君）

議案第27号 浦臼町税条例の一部を改正する条例について。

浦臼町税条例（昭和25年浦臼町条例第13号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月17日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の公布に伴い、本条例の一部を改正する。

内容につきましては、参考資料により説明いたします。

なお、今回の改正は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律と地方税に関する法律等の改正に伴い、浦臼町税条例において必要となった条文について国の法律の改正にあわせて改正したものでありますので、主な部分のみ説明させていただきます。

資料2ページをお開きください。

まず、改正条例案第1条ですが、附則第15条の2において、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6カ月延長する改正を行っております。

附則第23条を追加し、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等について定めております。

3ページをお開きください。

次に、改正条例案の第2条ですが、附則第24条を追加し、新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例について定めております。

4ページをお開きください。

附則第25条を追加し、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について定めております。

以上で、改正内容についての説明を終わります。

議案書の10ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

以上が、議案第27号についての説明です。ご審議いただき、議決賜りま

すようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第27号 浦臼町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第27号 浦臼町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第28号

○議 長

日程第10、議案第28号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田課長。

○くらし応援課長（中田帯刀君）

議案第28号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年浦臼町条例第19号）及び浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年浦臼町条例第20号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月17日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」（令和元年12月10日子ども・子育て会議）に沿った見直し

により公布された、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和２年内閣府令第３３号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和２年厚生労働省令第４０号）に伴う改正。

内容につきましては、参考資料により説明いたします。資料の５ページをお開きください。

まず、改正条例案第１条です。

浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正です。

第４２条第４項に規定されている特定教育・保育施設等との連携について、さまざまな対応策の活用により、引き続き教育保育施設の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所卒園後の受け入れ先確保のための連携施設の確保は不要であるという内容を追加する改正となっております。

次ページをお開きください。

改正条例案第２条です。浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正です。

第６条第４項に規定されている保育所等との連携について、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、当該家庭的保育事業者等に確保することが求められている卒園後の受け入れ先確保のための連携施設及び居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる場合に関する定めを追加する改正となっております。

以上で、改正内容についての説明を終わります。

議案１３ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上が、議案第２８号についての説明です。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第２８号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第28号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第29号

○議 長

日程第11、議案第29号 浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田課長。

○くらし応援課長(中田帯刀君)

議案第29号 浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

浦臼町手数料徴収条例(昭和51年浦臼町条例第4号)の一部を次のように改正する。

令和2年6月17日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)により通知カードが廃止されたことに伴う改正。

内容につきましては、参考資料により説明いたします。資料の7ページをお開きください。

別表の改正です。右側の改正前の番号に沿って説明いたします。

(9)、(10)の住民基本台帳カード交付と個人番号通知カードの再交付を削除し、以下順次、番号を繰り上げるものでございます。

(11)個人番号カードの交付を、個人番号カードの再交付に改め、再交付する条件を追加する改正を行い、(15)においては文言の修正を行っております。

次ページをお開きください。

(27)、(29)、(31)の改正では、引用されている法律に法律番号を追加する改正を行っております。

以上で、改正内容についての説明を終わります。

議案書15ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和2年5月25日から適用する。

以上が、議案第29号についての説明です。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第29号 浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第29号 浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第12 所管事務調査

○議長

日程第12、所管事務調査についてを議題とします。

総務産業常任委員長から、閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

常任委員長からの申し出のとおり閉会中の調査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長

これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

したがって、本日はこれにて散会します。

なお、あす18日から24日は休会とし、25日午前10時より議会を再

開いたします。
大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時08分

浦臼町議会第2回定例会 第2号

令和2年6月25日（木曜日）

○議事日程

- 1 一般質問
- 2 議案第30号 浦臼町定住促進住宅取得応援条例の制定について
- 3 議案第31号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 4 議案第32号 浦臼町中小企業振興条例の一部を改正する条例につ
いて
- 5 議案第33号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）
- 6 議案第34号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第
1号）
- 7 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求める
ことについて
- 8 同意第5号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 9 同意第6号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 10 同意第7号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 11 同意第8号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 12 同意第9号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 13 同意第10号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 14 同意第11号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 15 同意第12号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 16 同意第13号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 17 同意第14号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 18 同意第15号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 19 同意第16号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 20 同意第17号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて

追加日程

- 1 意見書案第1号 種苗法の改正について慎重な審議を求める意見書
について

○出席議員（9名）

議長	9番	小松正年君	副議長	8番	中川清美君
	1番	高田英利君		2番	野崎敬恭君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	川	畑	智	昭	君
副	町長	石	原	正	伸	君
教	育長	河	本	浩	昭	君
総	務課主幹	明	日見	将	幸	君
総	務課主幹	城	宝	睦	己	君
くらし	応援課長	中	田	帶	刀	君
長	寿福祉課長	齊	藤	淑	恵	君
産	業振興課長	横	井	正	樹	君
建	設課長	馬	狩	範	一	君
教	育委員会	上	嶋	俊	文	君
事	務局長					
農	業委員会会長	日	下	文	雄	君
代	表監査委員	笹	木	政	廣	君

○出席事務局職員

局	長	國	田	朋	子	君
書	記	西	川	茉	里	君

◎開議の宣告

○議長

おはようございます。

本日の出席人員は9名全員でございます。

定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表の2日目にに基づき、順を追って進めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

◎日程第1 一般質問

○議長

日程第1、これより、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

発言順位1番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

おはようございます。

ただいま、議長から一般質問のお許しいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、その前にこのたび川畑新町長におかれましては、町長改選選挙において初当選おめでとうございます。

しかし、現在我が町及び他町村において、人口衰退、過疎化に拍車がかかる状況の中での町長就任であり、川畑新町長の手腕に町民各位、我々議員も人口減少を食いとめる策、また産業の活性化など大いに期待しているところで、町の再生を川畑新町長に託すに当たり、持てる力を存分發揮していただくよう期待しながら、就任のお祝いを申し上げます。

まず、第1の質問であります町民の幸福度満点のまちづくりということで申し上げます。

町長の執行方針3の中で、道の駅付近を一体的に再整備、グランドデザイン整備事業と大きな経費負担など諸問題を検討し、建設に道筋をつけるとありますが、その前に浦臼町民の幸福度の向上を図る方が先だと思いますが、いかがでしょうか。

ちょっと訂正をお願いいたします。サービスつき公営住宅とありますけれど、高齢者住宅の間違いでございます。訂正いたします。

サービスつき高齢者住宅などに住みたい方もいると思われまして。

多様で便利な生活を送れるよう配慮していただけないか。町長という職責を得た以上、浦臼町民が最後まで浦臼町に住むことを当たり前にする、今までにない手法でまちづくりをしていただきたい。

人口を維持することが難しいのは理解しておりますが、そのことを承知の

上で、新町長はどのように考えるのか伺いたいと思います。

引き続きまして、第2番、温かな住民生活の推進の中には、砂川市直通交通はあるかという問題でございます。

町長は、執行方針4の中で、温かな住民生活の推進で免許返納も増加している現状で、生活の足を確保することは重要である、新たな意見にも耳を傾けると見解を示していただいております。

砂川市に向けた地域公共交通については、かねてから要望していましたが、住民懇談会等の中においても、砂川市方面の交通について、住民より要望が出ております。

町長の考えの中には、砂川市方面、特に中空知急性期医療のかなめである役割を持った砂川市立病院への交通の確保の考えはいかにあるのかお伺いたしたいと思います。答弁願います。

○議 長

野崎議員の質問に対し、答弁を願います。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

野崎議員の1点目、幸福度満点のまちづくりをとのご質問に、今の時点での私の考え方を答えさせていただきます。

住民への行政サービスの提供を町民の幸福度の向上という考え方を最優先として、町政運営を行うべきというご意見とご理解いたしますが、考え方は私も全く同様であり、そのように進めていきたいと考えております。

議員はご質問の中で、高齢者対策を例として挙げられていますが、町内には高齢者の皆さんのほかにもさまざまな世代の町民がおり、また農業や商業など職種の異なる皆さんがいます。

そのすべての方々に満足度の高いサービスを提供すること、その向上に努めることが町長の職にある者の責務であり、同時に優先度、必要性、経済性等を判断することも重要な役割だと考えております。

具体的なお提案もいただいておりますが、その点につきましては想定している他の事業も含めた全体の中で判断させていただきたいと思います。

また、先週の17日の第2回定例会初日において、執行方針を述べさせていただきましたが、その中で道の駅、グランドデザインのお話もさせていただきました。

確かに、町民が直接的なメリットを受けるというよりは、関係人口の拡大や町のPR、にぎわいの創出などの効果を目的とした事業ではありますが、私といたしましては、今の時代に不要な事業とも町民の満足度と無縁な事業とも思っておりません。

また、最初の道の駅構想がスタートしてから8年目が経過していますが、当初よりかかわってきた者として、何らかの道筋、結論は出すべきと考えておりますので、執行方針のとおり進めさせていただきたいと思います。

次に、2点目の質問にお答えいたします。

中空知医療のかなめであります砂川市立病院への生活交通の確保につきましては、JRや町営バス、中央バスなど公共交通が運行されておりますが、診療時間の対応などを初めさまざまな問題があると認識しております。

乗りかえがなく直接病院にアクセスできることは理想と考えますが、これまでもお答えしてきましたように、民間の交通事業者への影響や町営バスとの競合、多額な運行経費などの課題があるのも事実です。

執行方針でも利便性の高い公共交通の実現を掲げており、砂川市立病院への運行は当然検討の対象としておりますが、メリットとともにデメリットも想定されることから、双方を明らかにし検証後、議員懇談会の場で改めてご意見をお聞かせいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

それでは、1点目の再質問ありますか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

町長の答弁の中には、考え方は私どもと同じものがあるという答弁もいただいております。

また、町内には高齢者の皆さんのほかさまざまな世代の町民がおり、農業、商業、異なる業種、その他、満足のいくサービスを提供する、その向上に努めることが町長の仕事であると述べておられます。

また、同時に優先度、必要性、経済等を判断するものが重要な役割と述べておられますね。

それから、道の駅の方も不要なものではないと述べております。

とまらない人口流出をそのまま放置するわけにはいかないというのが私の質問の一番のかなめの部分でございます。

今一番この町から離れていかれるのは、大体約18歳になった青少年たち、学校終わって他町村に出ると。

その他、高齢者がやっぱりこの町で最後まで交通の便が悪い、子供にもお願いしなければならない。

子供もやっぱりちょっと平日であれば会社を休んで送迎もしなければならない。

足の弱い人は砂川市までのアクセス、乗りかえをして行かなければならないと、そういうことをなくさなければ、この町から人口が、高齢者といえどこのままいくとやっぱり一番の人口減少のかなめになるのではないかなと、そういう思いで町長に人口減少はどうするんですかと、そのためには小さな町でも高齢者が不自由なく住めること、生きがいを持って住めるまちづくりが必要だということを訴えたわけでございます。

また、町長も新たに8年間の副長をやって、今年度から町長になって、積極的なこの小さなまちづくりを進めてほしいなという気持ちの中からの質問であります。

道の駅の問題ではありますが、人口に対し、身の丈に合った道の駅周辺整備におさめて、小さな投資の中で選択と集中をして、相乗効果を生み出すような方法で道の駅再開発、それから建てかえまではちょっとかなり僕もきついかと思うけれど、そのような視点で進めていただきたいと思うところです。

そして、この小さな人口の我が町において、せつかく新しい町長が誕生し、町民も期待しているところでございます。

この幸福度満点のまちづくり、これをキャッチフレーズにしなが、昔、福祉のまちづくりとか、そういうキャッチフレーズがあちこちにありましたけれど、浦臼町もそろそろ当時の福祉のまちづくりは死後になったのかなと、ちょっと思っていましたけれど、また新たな幸福度満点のまちづくりの町、そういう意気込みでこの町を幸福度満点で埋め尽くして、そして浦臼町から離れた住民がまた戻ってこれるような町にする、そのような町にしてほしいと思い、今回の質問になっております。

これに関しては、町長のご意見をお伺いしたいと思っております。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ご意見いただきました。

野崎議員のお話を聞いておりますと、この高齢者住宅だけの問題ではなくて、まちづくりなり町政を進める上での考え方といいますか、方針的なことを言われているものだと思っております。

当然、住民の幸福度、満足度を高めることが行政の役割だと考えておりますし、そのように当然進めさせていただきたいと思っております。

今回は、執行方針ということで1週間ほど前に示させていただきましたけれども、基本は考え方と施策で進めさせていただきまして、それ以外の部分につきましては、肉づけといいますか、補強といいますか、そういう形で今後さまざまなものを含めて検討させていただきたいと思っております。

○議 長

再々質問ございますか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

ぜひ、町長がかわったわけですから、新しい視点でこの小さな町が生き残る、また多少でも人口減少を緩やかにする、またちょっとでもふやすという方法は、もう産業を呼び込むといたって、かなり厳しいものがあるのではないかと、そのように思っています。

人口を減らさないための方策、それから若干高齢者になっても定年退職者が浦臼町でちょっと豊かに暮らそうかというまちづくりで人口減少を多少なりとも食い止める、そういう意気込みを持ってお願いしたいと、そのように

思います。

○議 長

答弁をお願いします。

○町長（川畑智昭君）

言葉は十分に受け止めさせていただきます。人口減少を食い止めると言い切りたいんですけど、なかなか歯止めがかからない状況です。

ただ、やれることはやっていきたいと考えておりますし、みなさまのご協力いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長

それでは、2点目の再質問ございますか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

ただいまの2点目の温かな住民生活の推進の中には、砂川市直通交通はあるかというお題で質問させていただきました。

民間の交通事業者の影響や町営バスとの競合、多額な運行経費などの課題があるのも事実、そのような答弁もいただいております。

前回にも言ったように、やっぱりかなめなんですね、この公共交通の足、特に砂川市の医療にかかるといのはやっぱりこの不自由さは高齢者になってみないと恐らくわからないのではないか、そのように思っています。

そして、今、国の方も地域公共交通といのは平成18年に変更のちょっと緩やかになってから、その後ないので、新しい施策が国からも示させていませんけれど、そろそろ何か出そうな気はするんですけど、やっぱりそれには例えば町営バスと福祉バスを合体させると。福祉団体と合体させると。

そして、奈井江町まで浦臼町有償運送と、それから奈井江町から砂川市までを福祉バスというような手法などがとれないのかなと、ちょっとかなり難しいですけど、でも僕が常々思うのは、もうちょっと上級官庁との話し合いやら運営協議会の中でどんどんそのような声を上げていただいて、間違いなく国の過疎地有償運送などでも病院に通院するといのはやっぱり不自由があつてはいけないといふ文言は出ております。

それをやっぱり国にもぶつけ、とにかく足を運んで、国と一生懸命協議していただきたいと、そのように思っております。

もう我が町も高齢化率がもう44.84%まで迫ってきておりますね。その中ではもう免許証返上者も含めて、皆さんがやっぱり一番何に不自由するといったら、砂川市なんですね。

砂川市に行くときにお金がかかる、時間がかかる、子供に迷惑がかかると、そういうことがあるので、ぜひ町としては運輸局と一生懸命、それから有償運送の協議会やら、そういうものをどうやったら走らせられるか、よくいろんな視点からの検討も町の中でして、またそれをぶつけて、ぜひ実現してほしいな、そのように思っております。

この件はいつも質問していて、町長も折れたものだと思いますけれど、もうちょっと町長もさらに、それは副長時代の話で、今度は町長になったんだけど、どんどんそういう攻めの交渉で国を動かすぐらいの意気込みでやっていただきたいと、そのように思って、質問を終わります。

○議 長

答弁よろしいですか。

○2番（野崎敬恭君）

答弁、いいです。

○議 長

発言順位2番、中川清美議員。

中川議員。

○8番（中川清美君）

令和2年第2回定例会において、教育長と町長の方に質問をいたしたいと思ひます。

今回のこの議会、コロナの対策ということで、私なりに手短に進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

1点目といたしまして、教育長に質問いたします。

本年3月の第1回定例会において、小中学校におけるコロナ伝染に対する道の方針により登校自粛があり、3学期終業式まで休校となり、その後、定例会において未習分の授業の進め方について質問をさせていただき、その答弁として、新学期において未習分を消化していくとの答弁でありましたが、コロナの第2波によりまして、分散登校をしながら、6月1日まで休校措置がとられ、前年度の未習の消化と新学期からの授業に対し大きな影響が出たことと思われまひます。

今後において、その授業の進め方について質問といたしたいと思ひます。

引き続き、町長へ2点質問をいたします。

第1点目といたしまして、現在浦臼町における光回線の現状は市街地のみの整備であります。

未来を担う農業青年は市街地以外に定住し、光回線が受けられていません。

私も以前、斉藤町長とは個別の話の中では投資金額が高く、なかなか着手できないということでありまして、また川畑新町長とは当選前の3月ごろに同じ話をしましたが、またやはり予算の面も考へて、なかなか前向きな話もできませんでした。

しかしながら、今回国会の補正予算において、光回線の整備に対して約501億円を計上する予算が補正されまして、来年度に向けて希望する全市町村で整備する計画が示されています。

今後、5G対応に向けての基盤となる光回線の整備の加速が求められてきているところでありまひます。

本町においての整備率でありますか、町長も見られていると思ひますが、新聞によりますと、全道では98.1%、本町においては58.9%と低く、

全道的に下から見ても3番目という状況でありまして、町外からの移住者を募るときの足かせともなり得りますので、ぜひこの機会を逃すことなく整備を願うところであります。

3点目として、町内買い物バスの循環運行であります。

浦臼町における車社会の始まりを見ると、私個人の見解ですが、おおむね60年ぐらい前かと考えられます。

その世代の人たちはもう既に免許証の返納が始まっておりまして、また今後においては返納者は急激な右肩上がりにふえていくものと思われるところであります。

浦臼町における対策として、返納者には3万円分のタクシーチケットが3年間支給されるものですが、その後の支給はありません。

市街地での居住者においては、大きな負担は少ないと思われませんが、市街地以外の地方についての生計をされている方については、車がなくなることによる生活における死活問題となるのは間違いのないところであります。

とどのつまりは、違うところに引っ越すか、また施設への入所もとらざるを得ないというのが現状であるところだと思えます。

住みなれたふるさとで有意義な老後を過ごすためにも、循環バスの運行が最低限必要と考えるところであります。

町長の考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○議 長

中川議員の質問に対しての答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

中川議員のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度末と今年度当初の2回、長期にわたり学校を臨時休業といたしました。

これにより、昨年度は中学3年生を除く学年において、標準授業時数を確保できず、また卒業を前提とした進め方をしておりました小学6年生と中学3年生以外で未履修が発生するなど、児童生徒や保護者など多くの方々にご心配をおかけしているところでございます。

昨年度の授業の進捗状況でございますが、幸いにも自然災害等による授業への影響が少なかったことから順調に進捗しており、昨年度末の結果として標準授業時数には至りませんでした。未履修の学習内容につきましては、各学年、数時間程度の授業で履修できる内容となっており、これらにつきましては今年度において全学年既に履修済みとなっております。

しかしながら、今年度の臨時休業につきましては、小中学校ともに約100時間程度の時数が失われ、年度当初において年間の余剰授業時数を使い切った状況となっており、現状といたしましては、原則、標準授業時数の確保を前提として、運動会や学芸会などの中止を含めた各種学校行事の見直しや、夏・冬休みを合わせて20日間程度短縮するなど、授業時数の確保に努めて

おり、現状では何とか標準授業時数確保のめどが立ったところでございます。

臨時休業期間中につきましては、既存の教材や公費負担による学習ドリルを配付するなどの対策を図ってきたところでございますが、十分な状況とはいえないことから、学校現場におきましては、学習内容のおくれや習熟度に加え、児童生徒の健康管理や生活リズムを整えるといった心のケアを含めて、教職員が一丸となり対応している状況でございます。

教育委員会といたしましても、町と連携しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

全町光回線の実施の考えはとのご質問にお答えいたします。

光回線整備につきましては、これまで加入希望者が少数にとどまることによる通信事業者の採算性の問題等により、現在のところ浦臼市街地区のみの整備・普及にとどまっていることは、議員もご承知のとおりでございます。

私は、先般の町政執行方針において、情報通信事業者と協議を進め、早急に光ファイバー整備の実施可否について判断するとさせていただいたところであり、若手農業者はもとより町民全体のニーズが高く、その必要性については、議員と思いを同じくするところでございます。

国は、5G・IoTと高度無線環境の実現に向けて、高速・大容量無線局の前提となる伝送路設備等の整備を支援するため、第2次補正予算において情報通信環境の整備に係る予算を500億円余り積み増ししたところであり、光回線網の未整備地域における普及率100%の実現のためには、今回の国の予算活用が最後のチャンスではないかと目されているところであります。

現状といたしましては、必要な情報収集を行うとともに、民設民営方式による整備に向け、今週中に光ファイバー整備にかかわる要望書を東日本電信電話株式会社に対し提出することとしております。

国庫補助金や新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金など、本町にとって有利な財源が活用可能とはいえ、補助対象外経費など町単独での負担が生ずるほか、整備エリアの選定や契約者数等によって町単独負担額が増減するなど、いまだ不確定要素を多く含んでおりますことから、整備の実現に向けては慎重に判断してまいります。

光回線の整備を実施する判断をさせていただいた場合には、より多くの契約者を確保することが町単独負担額を提言させることにつながると考えておりますことから、議員はもとより多くの町民の皆様のご協力をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、3点目の質問にお答えいたします。

高齢者の免許返納に対する支援制度につきましては、浦臼町高齢者運転免

許証自主返納支援事業実施要綱に基づきまして、年度当たり3万円を3カ年継続して、タクシーチケットを交付することとしており、平成29年の開始以来、延べ45名に交付済みとなっており、議員ご指摘のとおり、これからも返納者がふえることは承知しているところでございます。

市街地に向けての買い物バス運行に関する質問でございますが、現在、本町では自宅と連絡施設を目的とした乗り合いタクシーを運行している状況であります。

今のところ地域住民の生活交通は確保されていることと考えておりますので、市街地向けの新たな買い物バス運行については現在のところ考えてございません。

以上でございます。

○議 長

1点目の再質問ございますか。

○8番（中川清美君）

ありません。

○議 長

2点目の再質問ございますか。

○8番（中川清美君）

ありません。

○議 長

3点目の再質問はございますか。

中川議員。

○8番（中川清美君）

再質問はありませんけれども、未習授業分、ことし計画されているということでございます。

この点については、子供に対する詰め込み授業にならないように、ひとつその点は十分注意をされて、実施していただきたいと要望したいと思います。

また、2点目についても前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

執行方針にも書かれていたように、早急に、これは農業青年の本当の心からの願いでありますので、農業青年との懇談を早急に開催していただいて、酌み取っていただきたいと願って要望するところであります。

3点目の再質問なんですけれども、町としてはタクシーを利用してくださいということではあります、しっかりと地方に住む人たちの足を確保するということが非常にこれは前段野崎議員も申しておられたように、非常にここが大事なポイントだと思っておるところであります。

我々、国に対しても、地方軽視だということも言っておりますが、この町においてもやはりそういったところを踏まえて、地方に目を向けて、手を差し伸べていただきたいと。

それにはしっかりと地方に住む足の確保の難しい方の無償の循環バスとい

うものを運行していただき、そしてそれで買い物を十分に楽しみにしていただける、また病院だとか役場とか、そういう施設の利用もできますし、帰りにはまたなかなか行けない道の駅などの巡回をして、そして帰路についていただくと。

それは毎日ということでもなく、週に2回、鶴沼地区、週2回は浦臼の地方、週2回は晩生内地区と、そういう割り振りをした中で考えてもらってはいかがかなと考えます。

この点についてでも、早急にとということにはならないかと思えますけれども、そういう点で、これから私の任期、また町長の任期の間の中でしっかりと詰めさせていただきたいと思えますし、これは全議員本当に地方に住む老人の方のそういう問題もやっぱり共有していると私も考えますので、ぜひこれから時間をかけて進めていきたいと願っているところであります。

答弁いただけるならば、答弁いただきたいと思えます。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

まず、光回線についてですけれど、急遽、国の方から示されまして、手続的にも本当にすぐに要望書を出さなければならないという状況にありまして、議会の皆さんには本当にさわりだけをお話しさせている状況ですけれど、設置に向けて本当に最後のチャンスだと思っておりますので、進めさせていただきたいと思えます。

詳細につきましては、この前もお話ししましたけれど、7月14日の臨時会の日にその時点で話せることはお話しをさせていただきたいと思えます。

タイトルの中でもありましたけれど、自己負担というのが発生します。民設民営ということでNTTの事業にはなるんですけれど、それに対して市町村の負担がどの町にも求められるというのが現状でございます、それが数千万円単位の話になってきます。

ただ、先ほど申し上げましたように、加入者がふえると、その助成額も減るとい、そういう仕組みになっておりまして、町といたしましても、本当に全町に広報いたしまして、より多くの人を集めなければならない状況になっておりますので、皆様方にもぜひそのあたりご協力いただければと思っております。

もう1点、乗り合いタクシーを運行しております、それで十分足りているのではないかというお話をさせていただきましたけれど、自宅から目的地までという意味では非常に利便性の高いものだと考えております。

今の議員のお話では、循環バスということで、停留所的なものを設置してのお話なのかと、ちょっとお聞きしましたけれど、両方を走らせることが果たして合理的なのかどうか判断しなければいけないところだと思いますけれど、乗り合いタクシーは乗り合いタクシーとして好評もいただいております

ので、そのあたりはまた今後お話しをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

○8番（中川清美君）

ありません。

ありがとうございました。

○議 長

発言順位3番、東藤晃義議員。

東藤議員。

○4番（東藤晃義君）

議長の許可が出ましたので、質問をさせていただきます。

先ほど、議長は質問は明確に、簡単にとということで、中川議員とちょっと重複するところありますので、質問させていただきます。

今般のコロナ騒動で、児童生徒の勉強のおくれが見える。

夏休み・冬休みを短縮するようですが、教育長の考えはどうか。

また、道教育委員会からの指導もあると思うが、浦臼町としての学校へどのように取り組むのか。

また、修学旅行はどのように考えているのか、児童生徒にとっては一生の思い出になる行事だと思うので、卒業までには行けるよう検討していただけないかなと思います。

質問文には書いていないんですけども、今回コロナで本山町の生徒たちがこっちに来るといった場合、受け入れするのだろうか、その辺もお聞きします。

○議 長

東藤議員の質問に対して答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

東藤議員のご質問にお答えをいたします。

去る5月26日に開催された6月からの学校再開に向けたテレビ会議の中で、道教委から「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」が示され、各教科等の学習指導の留意点、年間指導計画を見直す際の留意点、授業を補完するための家庭学習の留意点についての通知がなされてございます。

また、学校の再開に当たっては、子供たちをだれ一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するという観点に立ち、年間指導計画の見直しにより、まずは指導に必要な授業時数（標準授業時数）を実質的に確保することが大切としながら、一定の要件を満たすことで、家庭学習の内容を再度授業で取り扱わないことができる特例的な措置についても示されたところでございます。

本町の学校につきましては、5月の連休明けから分散登校を実施し、分散登校中の授業も実施してまいりましたが、臨時休業により失った時数と運動会の中止など学校行事の見直しで捻出した授業時数を勘案して、夏・冬休みを合わせて20日間程度短縮し、授業時数を確保する計画でございます。

毎年5月から6月にかけて実施していた修学旅行、あるいは見学旅行といった旅行的行事につきましても、秋以降に日程を変更する計画で、小学6年生の修学旅行は11月ごろ、中学3年生につきましては10月ごろ、現段階では旅行先を変えずに実施に向けた検討をしております。

また、令和2年6月12日付の道教委からの通知では、3密を回避し、子供たちの健康・安全を第1に考慮することとした上で、中学校の修学旅行を道内に変更することを含めて検討するよう通知があり、中学生の本山町訪問につきましても、適切な時期に情勢を見きわめ、保護者等の理解を得ながら判断してまいりたいと考えております。

議員のご指摘のとおり、子供たちにとって日々の学校生活、学校行事の一つ一つがかけがえのない思い出、経験になりますので、その影響が最小限となるよう検討、対応してまいりたいと考えてございます。

また、議員から追加で質問のありました本山町からのこちらに中学生が来る件につきましても、今検討中ではございまして、7月中には判断をしたいという情報を得ております。

以上でございます。

○議 長

再質問ございますか。

東藤議員。

○4番（東藤晃義君）

今答弁いただきました。

夏休み・冬休み、合せて20日間程度短縮するという事で、授業、それで追いつくとは思いませんけれども、子供たち、生徒たちに余り負担かけないように先生方と話し合って進めていってほしいと思います。

また、交流している本山町の中学生、7月には来ていいか、悪いかを判断するという事で、ずっと今まで何年も続いていた行事ですので、ぜひとも10月になっても、11月になってもいいですから、続けていってほしいなと思います。

また、先ほど全員協議会の中で、議員との交流会、本山町へ行くのを10月7日だったらいいよという、そういうことを言われたんですけども、このコロナがどういう状況で終わるかわかりませんが、ぜひとも子供たちに行かせてあげほしいなと思います。

教育長1人の判断では無理だと思いますけれども、その辺、どうしてもというあれで聞かせてください。

○議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまの再質問にお答えをいたします。

まず、子供たちに負担をかけないようにということでございます。

これにつきましては、先ほどご説明申し上げました行事等の短縮によりまして、授業時数については現在かなり余剰時間も持っている状況となっております。

ただ、北海道につきましてはコロナのこのような状況ではなくても、冬になると吹雪で授業ができなかったり、あるいはインフルエンザで学校、学級閉鎖等々ということも考えられますので、慎重に進めていきたいという考えでございます。

それから、本山町との中学生の交流でございますけれども、私ども浦臼町から本山町へ行く修学旅行の学年は3年生なんですけれども、本山町からこちらに来ているのは2年生ということで、私どもはできるだけ年度内に行かせてあげたいなど、そういう状況になればいいなど、子供たちの安全確保が最大の前提ですけれども、そう考えております。

ただ、一方、本山町につきましては2年生なので、もしことし浦臼町を訪れることができなければ、来年でもいいなどという、そのような考えも持っているようでございます。

いずれにしても、子供たちの安全を第1に適切に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

再々質問ございますか。

○4番（東藤晃義君）

ありません。

○議 長

ただいまから、休憩といたします。 11時ちょうどから再開いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発言順位4番、高田英利議員。

高田議員。

○1番（高田英利君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

町長に2点の質問をさせていただきます。

まず初めに、重複となりますけれども、大容量高速通信網の設備の拡充に

ついてということでご質問いたします。

近年、大容量デジタル通信は、生活の一部として多くの方が使用しておりますが、我が町におきましては、町の中心部しか光ファイバー設備が設置されていなく、それ以外の地域においてははまだ整備されていない状況となっております。

L T E や無線W i - F i ルーターなど携帯通信設備からの使用も可能ですが、動作の安定性やデータ使用制限などの問題がある場合があります。

また、本年のコロナ禍でのテレワーク、リモート会議など長時間の使用など、生活環境の変化にも対応できるように整備をしていかなければならないと思います。

以上のことなどから、光ファイバーや無線中継基地など安定して使用できる高速大容量通信設備の整備は必要と考え、お伺いをいたします。

2点目です。

中長期的な総合振興計画についてということで、先日の定例会で川畑町長より令和2年度の町政執行方針が示されました。

その中では、複数年で取り組まなければならない施策も多くあると思われるます。

今後、各施策を具現化していくためにも、これからの町の方向性、基本構想を町職員、議会はもとより町民に示していただき、これからの町政運営の指針としてはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議 長

高田議員の質問に対して、答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

高田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の大容量高速通信施設の拡充についてでございますが、光回線の整備につきましては、現状、浦臼市街地区のみの整備・普及にとどまっており、鶴沼地区、晩生内地区を初めとする未整備区域が多く存在し、情報化の進展がさらに加速している社会情勢下において、大きな課題であると認識しております。

また、今般のコロナ禍に起因するテレワークやリモート会議の普及、臨時休校等に伴うリモート学習環境の整備など、自宅で過ごす時間の増加により、光回線による通信環境の整備ニーズは以前にも増して高まっているものと推察されることから、私たちの生活環境の変化にかんがみた対応の必要性は、私も議員同様、感じているところでございます。

これら諸課題に対応するため、リモート学習環境の整備については、G I G A スクール構想の実現に向けたタブレット端末やネットワーク環境、通信機器の整備に必要な経費を今般の補正予算案に盛り込んでいるところであり、町内光回線網の整備につきましては、中川議員のご質問にもお答えしたとおり、課題をクリアしながら整備実現に向けて適切に判断してまいります。

2点目の中長期的な総合振興計画についてのご質問でございますが、第4次浦臼町総合振興計画は、平成27年度から令和6年度までの10年間を計画期間とする基本構想と、この10年間を5カ年ごとの計画期間に区分した前期・後期の基本計画により構成され、今年度は令和2年度から令和6年度までとする後期基本計画への移行年に当たります。

本来、後期基本計画の始期の前年度である令和元年度中に後期基本計画を策定し、令和2年度を迎えるべきところでありましたが、改選期と重なることにかんがみ、改選後に示される施策を計画に反映させることをあらかじめ念頭に置いた策定作業を進めてきたところでございます。

総合振興計画は、町の計画の中でも最上位計画に位置づけられるものであり、職員ばかりではなく町民の皆様の共通目標となるものであること、町の持続的発展に向けた町政運営の指針であることは、議員ご指摘のとおりであります。

私が今般の町長選挙において掲げた公約の実現や、本定例会においてお示しさせていただきました町政執行方針に基づく施策を展開するためには、総合振興計画との整合を図ることが不可欠であると考えます。

このため、私が町長として掲げた公約や政策を盛り込んだ令和2年度から令和6年度の5カ年を計画期間とする後期基本計画の早期策定に鋭意努めてまいります。

また、策定した後期基本計画につきましては、議員各位を初め、町民の皆様に広くお示しするため、多様な媒体を通じて周知・広報に努めてまいります。

以上でございます。

○議 長

1点目の再質問ございますか。

高田議員。

○1番（高田英利君）

再質問でありますけれども、重複質問でありますので、簡略的に質問させていただきます。

まず、先ほど、町長、中川議員の答弁にもありましたとおり、第2次補正予算での500億円とあわせてコロナ対策地方創生臨時交付金の活用ということでおっしゃられておりました。

ぜひ、一日でも早く実現できるようご努力いただきたいことを申し上げたいのと、あわせまして、もし実現できる運びとなりました折には、私たちも積極的にまた利用者をふやすために協力は惜しまない覚悟でありますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。答弁は求めません。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

一日も早くということでございますけれど、事前に手上げるものでございますので、業者の問題、規模の問題ですので、年度内には間に合わないことでもあると聞いております。

そうなれば、予算的には繰越しというようなかたちを取るようになるかと思っておりますけれども、進められるものは早く手を上げて、早急に整備されるよう努めてまいりたいと思っております。

○議 長

再々質問ございますか。

○1番（高田英利君）

ないです。

○議 長

2点目の再質問はありますか。

高田議員。

○1番（高田英利君）

それでは、振興計画ということで、先ほど町長も答弁されましたとおり、27年から第4次浦臼町総合振興計画ということで、浦臼チャレンジプランということで策定したことと思っております。

当時、私も策定委員の1人として、その策定にかかわったことを記憶しておりますし、また多くの方々と意見を交しながら、あすの浦臼町について語り合ったことも記憶をしているところでございます。

ただ、当時、5年前と現在とではまた社会の情勢も大きく変わっておりますし、またこのコロナ禍の中での生活環境の変化、社会環境の変化ということで、今後5年間どう変わっていくのか見通せない中での振興計画ということで苦しい部分はあろうかと思っておりますけれども、せっかく川畑町長、6本の基本構想を掲げまして、町政推進していただくという決意でございます。

その部分も含めまして、ぜひ新たな基本構想、後期という形でも構いませんけれども、私個人としてはやはり町長の思いのこもった基本構想、推進したい柱をきちっと立てていただいて、その中で進めていただければいいのかな。

町民としても、やはり町長の推進する重点施策が一体何なのか、産業振興をどう進めていくのかという、その辺の思いもやはり町民は大変注目しているところでございます。

その辺も町長の思い、しっかり明記していただきまして、振興計画を示していただければありがたいなと思っておりますし、仮に振興計画という形で示していただけるのであれば、やはり全部ということになるとなかなかボリュームも多いですし、町民にも伝わりにくいなという感じもいたしますので、簡略版といたしますか、もっとわかりやすい、最後まで盛り込まなくても、基本構想の部分でのやっぱり振興計画というものも出してほしいのかなと私は思っております。

いずれにいたしましても、町長のリーダーシップをしっかりと示していただきながら、町政運営を進めていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○議 長

答弁願います。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

大変ご期待いただいて、ありがとうございます。

振興計画自体はすべての項目を並べた総括的なものにならざるを得ないところはございますけれど、その中でも選挙戦の中で私が言ってきたのは、農業と商工業に力を入れてやっていきたいという部分は明らかにしてきたところですけど、当然それ以外の部分も進めていかなければなりませんので、色は出しつつも、町政発展のための計画づくりに努めてまいりたいと思っております。

○議 長

再々質問ありますか。

○1番（高田英利君）

ありません。

○議 長

発言順位5番、柴田典男議員。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

議長のお許しを得ましたので、川畑町政のスタートとして初めての定例会であり、今後に向けたまちづくりの方針を伺った中で、4点について質問、提言をさせていただきたいと思えます。

一つ目として、川畑町長は、基本政策に六つの柱を掲げ、今後推進していくと述べられています。

まちづくりは人づくりが基本と、私は思っています。

今後さらに高齢化、人口減少は進んでいきます。行政はさらなるサービスや負担を求められると考えられます。

行政力を高めるために、職員の道への派遣、出向を進め、視野を広げ研さんの機会を進めるべきと考えます。

向上心を上げ、幅広い発想力や広い人脈が、職員にとって、町にとって大いに役立つものと考えます。

二つ目の質問でございますが、町の産業の基本である農業の農地保全と振興について質問させていただきます。

町長は、持続可能な農業の推進として大きく3点を上げています。

農地再編整備事業、スマート農業への対応と推進、新規就農者対策であります。これらは今後に向けて重要課題であり、大いに期待するものであります。

ただ、もう一つ課題として上げなければならないのは、農業者の高齢化への対応策であります。

そして、もう一つ、農業後継者の花嫁対策であります。

現在、我が国の農業者の平均年齢は67歳から68歳であります。

本町においても、今後10年の間に高齢者所有の農地がどれほどの面積が手放されてくると予想されるのか。

可能な限り農業を続けてもらうために、対策として考えられることはないのか。

やがて、農業者は半分になると予想される中であって、すべての農地を維持していけるとは考えづらい。

将来を担う後継者が伴侶のいない独身のままで、農地拡大、家族経営を進めていくにも限界があると考えます。

行政としての対応策を考えていただきたいと思います。

3番目の質問として、グランドデザイン整備事業の考察であります。道の駅については、観光交流拠点として、町の活性化のためにコンサル依存の中で進めてきた事業ですが、既に3年を経過した中で、どのような進展があったのか。

これこそ町長が掲げた「集い、語らい、支えあい」の実践に向けて、最も優先させる取り組みと考えます。

ワイン醸造所の建設構想再開を掲げていますが、農産加工場の移転を含め、町の6次産業化事業のエリアを集中的な構想として検討することも必要ではないでしょうか。

コンサル依存ばかりではなく、広く町民の意見を聞くワークショップ的な進め方ができないのか検討していただきたいと思います。

4番目に、行政区再編についてであります。数年前から再三この行政区再編については求めてきました。

今回、やっと協議を開始するという方針を打ち出させていただきました。

一部町内会は、機能不全一歩手前のところもあります。

前回、このような要請をしたときに、必要のないという町内会の発言もあるように伺いました。

防災や福祉の面からも、再編は重要な課題であります。今後どのような協議の進め方を考えているのか。何年後をめどに完成を目指すのか伺います。

以上です。

○議 長

柴田議員の質問に対して、答弁を願います。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

柴田議員の1点目のご質問にお答えいたします。

近年の社会経済の急激な変化等に対応し、新しい行政ニーズに即応するため、国の研修機関であります自治大学校、北海道が主催する研修に参加させ

ているところでございます。

自治大学校につきましては、自治体職員としての総合的な研修を目的として、約2カ月半ほどの日程で、中堅幹部クラスを毎年1名参加をさせておりますが、来年度からは1名増員して2名の参加を考えております。

また、北海道が主催する研修は、職員の経験年数に応じた研修やそれぞれの分野での専門的な研修となっております。

議員ご指摘のとおり、職員の派遣や出向につきましては、幅広い知見や経験、人脈を築くことに役立つことは十分承知するところではありますが、現状では職員体制に余裕がないことから、今後とも職員の確保に努め、北海道への派遣、あるいは相互交流を前向きに取り組んでまいりたいと思います。

2点目の質問につきましては、現在60歳代から80歳代で後継者のいない方の農地面積は652ヘクタールとなっており、10年後、15年後にはこれらの農地が手放される可能性があると思われま。

農家数が減少していく中で、1戸当たりの経営面積はさらに増加するものと考えております。

そのような状況で、持続可能な農業の推進には、ICTやAIを活用したスマート農業、またそのスマート農業の効果をより高めるため、農地再編整備を推進するとともに、意欲ある若手農業者への支援を積極的に行い、あわせて新規就農者対策にも取り組んでまいります。

また、農業者の花嫁対策につきましては、JAピンネ青年部浦臼支部による結婚活動支援事業が平成27年度から継続的に行われており、その活動に対して、中山間地域連絡協議会より支援を行っております。

本事業につきましては、よい結果が出ていること、また継続性が大切であることを踏まえ、今後も事業に協力してまいります。

3点目の産業観光推進グランドデザイン事業に関するご質問につきましては、平成29年度より事業の検討を進めてまいりました。

検討委員会では、本町の魅力を発信するために必要なものは何なのか、主にソフト事業について検討し、実施してまいりました。

また、協議会では現状の道の駅や温泉施設の機能、検討委員会等で協議されているソフト事業を実施していくために必要な機能、主にハード事業について検討を行い、施設整備について二つの案をまとめております。

検討委員会につきましては、広く町民の皆様の意見を取り入れるべく、公募を行い、ワークショップ形式で検討を進めてまいりました。

今後、さらに多くの意見をいただくため、引き続き検討委員会等を開催してまいります。

また、議員ご指摘のコンサル依存につきましては、事業を推進していく中で、受託事業者であるコンサルとの協力は必要不可欠であります。今後コンサル任せと思われることのないよう、より密に連携をとり、事業を推進してまいります。

4点目の行政区再編に関する質問にお答えいたします。

行政区再編につきましては、まず現町内会長にお集まりいただき、町の再編に関する考え方をご説明し、あわせて各町内会の現状の運営に関する課題や再編へのご意見等を伺いたいと考えております。

12月に開催されます町内会長会議では、伺ったご意見等をまとめた資料を提示し、各地区に持ち帰りの上、総会等に諮っていただき、翌1月の新町内会長会議で方向性を出していきたいと考えております。

その後、想定ではありますが、各町内会より再編検討に加わっていただける委員の選出をお願いいたしまして、有識者を含めて検討委員会を立ち上げ、再編に向けた協議を進めてまいりたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、一部の町内会では早急に再編を望む声が聞こえてくる状況にありますが、まずは各町内会のご意見等を伺うところから始め、3年以内には再編に向けた計画を策定できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

それでは、ただいま4点ありましたけれど、これは項目として扱ってよろしいですね。

○3番（柴田典男君）

まとめてね。

○議 長

それでは、再質問ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

項目をまとめたものですから、随時再質問言っていくかもしれませんので、押さえてください。

1点目の職員の派遣なんですけれども、今回うちの町に車田主幹、道から来ていただいて、町に溶け込んで大いに活躍してもらっていると思うんです。

例えば、私たちが先ほど資料にも出てくる本山町もあるんですけども、以前行ったときには本山町はもう県庁に毎年のように2人を派遣する。

それはもう、例えばうちの町でも道の方にちょっとお伺いしたら、町長の判断でお願いしますとなったら、いつでも対応できますよということらしいんですね。

こんなことを言ったら職員の方に失礼なんですけれど、内に向いている部分が結構目立ったりもする。

だから、もっと外に出て、広く視野を広げてもらう職員に活躍してもらう場がこれから絶対出てくるんだと思いますので、今からそういう取り組みをぜひしていただきたいなと思うんです。

うちの町も小さいですから、職員の数は限られていますから、一人一人の職員の負担はうちの町は多分大きいと思うんですね。

ですから、やはり可能な限り職員の採用に努めていくということもこれか

ら必要なんじゃないかと思います。

もし、考えがあれば。

二つ目、農業の関係の部分ですけれども、60歳代から80歳代で652ヘクタールあるという町の押さえ方をしています。

これ、自分も前に質問したので、既にデータとしては押さえているのだと思うんですけれども、確かにこれからはスマート農業ですよと言いますが、でも全員が全員すぐスマート農業に取り組めるわけではなくて、その基本があって初めてスマート農業というのは取り組めるわけで、これからやはり何年も今の現状の農業は進めていかなければいけない。

農業者160人前後の今のとらえ方をしていますので、自分たちも将来この方が農地を余していくというのは大体想像がつく。

そうやって計算していくと、大体今の農業者の半分になってしまう。

その半分の方がその農地を、では全員が全員その農地を作付可能なのかといったら、確かに条件がよくて、スマート農業になったとしても、この田んぼは対応できるねというところは動くと思います。

しかし、例えば山間の中で条件が悪い、そういうところは、いや、うちもう要らないよというのがもし出てきた場合、これからどんどんそういう可能性があると思うんですね。

ですから、では、逆に若い人たちに農地を集約化していく考えも絶対大事ですよ。大事なんですけれど、その高齢者が頑張って農業をやっていくような、まだ農業をやってくださいよと。

やめないでもうちちょっと農業を頑張ってみませんかという応援ができるように町として続けていかないと、みんながみんなもううちは無理ですということになると、大変なことになるので、少しでも高齢者が農業者として頑張ってもらっていけることもまた町の支援として必要なのではないかというのが近ごろの自分の考えの中にあります。

新規就農のことなんですけれど、これはもう以前から自分もほかの議員も同様に質問しているわけで、町長としても今後取り組んでいきたいということなんですけれども、ただうちの町は体制ができていないんですよ。

例えば、ほかの都会からうちの町に来て、私、新規就農したいんですけどと来たときに、その窓口がうちの町、ないです。

確かに、今、ある方が肉牛を飼って頑張っています。

ですけれど、あの方は違う職場から浦臼町に定住したいという考えを持って肉牛を始めたので、窓口として対応できたんですけれども、本当に何も知識もなく、うちの町に来て、新規就農したいんですけどと言っても、うちの町、体制ができていないので無理なんですよ。

例えば、今北海道でも東京でも大阪でも札幌でもそうなんですけれど、新規就農者のセミナーがあるんですね。東京のセミナー、大阪のセミナー、札幌でもやっていますね。

それに対して、うちの町はまだ1回も出ていないんですけど、本当に積極

的にやっている町はもう東京まで行って募集をかけている。それぐらいの熱意のあるところに、やっぱり毎年のように2人、3人という新規就農者が入っているのが今の現状です。

また次の機会に聞きたいと思いますので、これについてはまた次にも質問させていただきたいと思いますが、もう一つ、婚活なんですけれど、ここにもあるとおり平成27年から農協が婚活の活動を年に三、四回ぐらいやるようになった。

最初は成果が出ていなかったんですね。農業者もやっぱりなれないところに行くものですから、最初はやっぱり遠慮がちなところがあった。

ところが、回を重ねていくごとに、それぞれみんななれたといたらおかしいですけれど、次も行こう、次も行こうと、本当に積極性が出てきた。

今、現実、その婚活活動と一緒に結婚された方が結構いらっしゃる。名前を上げていけるぐらい結構いらっしゃる。これだけ今効果が上がってきている。

今回、残念ながら、コロナがあったものですから、農協のそういう会はできなかつたんですけれど、ぜひとも機会をふやすという意味で、町としても考えてもいいんじゃないかなと思うんですね。

例えば、暮れになると奈井江町の役場、町主導で社協が補助的な立場で婚活のクリスマスパーティー的なものを行っている。

ほかの町でも、ちょっと例は挙げられませんが、やっているところもある。

農協もいいんですよ。JAが主導してやるということもいいんですけども、町が主導してやることによって、商工会の中にも独身者はいらっしゃる、そういう方も広く、やはりそういう場にお誘いできるということについては、やはり町が主導しなければいけないので、町としても何回もとは言いませんけれども、そういう機会をつくってもらいたいというのが希望です。

次、3番目のグランドデザインについてであります。これについては過去既にグランドデザイン事業的には3年目が経過したんだと思うんですけれども、コンサルについては、例えば今回、ことしは750万円ですけれども、去年は2,000万円を超した金額のコンサル料を支払っていた、契約していたと記憶しています。

結果、ソフトとして、例えば札幌へ行って、直売ですか、あと雪の中であつたり、自転車であつたりというソフト部分については、確かに事業として進んでいるんですけれど、結局ハードとして、最終的には道の駅を掲げてくるわけですよ。グランドデザイン事業のハードとして。いまだに結果が出ていません。

今回、再質問の一つとして、内容的には750万円のコンサル予算あるんですけれど、この内容的にどのような結果を求めるコンサルの契約なのか、今回。

グランドデザインとして、最終的にもう結論まで行ってしまうのか、それ

とも町長が言うワイン醸造所についても努力をやっていくのか、その内容がどのようなことでコンサル契約を結んでいくのか、お伺いしたいと思います。

答弁の中で、検討委員会という表現があるんですけど、先日、協議会の中で検討委員会も協議会も既に任期切れで解散したという返事がありました。

今後、もう3年たって解散してしまったもので、今回コンサルとの750万円の契約を結びました。

内容は、もう1回募集をかけて検討委員をするものなのかどうなのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

例えば、ワークショップのお話なんですけれども、沼田町がコンパクトシティをやるとういうことで構想を立ち上げたときに、いわゆるワークショップを町が主導でやった。

私たちもお話を伺いに行ったんですけども、分科会に分けておおよそ町民の200人以上の方をワークショップとして参加させて、どうなんだという検討をしたというお話を伺いました。

だから、例えば検討委員として10人集めてワークショップを開いたではなくて、もっと幅広く検討する町民の方々を集める手法としてやっていくことが、道の駅については特に必要なのではないかと思いますので、そこら辺どうでしょうか。

4番目の質問で、行政区の再編について質問させていただいているんですけども、結局心配だったのは、多分町内会長会議を主導するんだろうなと思ったものですから、質問したんですけど、12月に開催されます町内会長会議で提案して、それを各町内会が持って帰って、方向性を検討してもらいたいという答弁なんですけれども、これで間違いありませんね。

だから、前回もそうだったんですけど、12月の町内会長会議に前町長がどうですかと質問を投げかけた。返事が、いや、うちはまだ必要ないからと言ったところで、もう終わってしまった。

だから、これ、やっぱり町内会はみんなそれぞれ愛着があるので、やはり今の町内会にこだわる町内会は絶対出てくると思うんですね。

ところが、自分は晩生内なんですけれども、既にもう平均年齢75歳ぐらいの町内会員の中で、例えば防災のときには町内会長が避難の方々を全部安否確認から、たしかそういうのもありますよね。

ほとんど全員が安否確認しなければいけないような町内会になるわけですから、本当にせっぱ詰まっている。

だから、40年前に今の町内会にしたときも、やはり賛否両論があって、いろいろもめたというので、検討会議をつくってやったというお話も伺っています。

町内会長は1年でやめていくものですから、12月に聞いた町内会長は次のときにはもうかわっている町内会もあるわけで、だからやはり各町内会から選ばれた人たちが再編に向けた検討会議を開いていくということがいいの

ではないかなと思うわけですが、そこら辺について、それぞれの再質問。

○議長

柴田議員の質問に対して、答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

たくさんありますので、抜けたらご容赦ください。

まず、1点目ですけれど、職員の道への派遣、出向という形を進めろということですが、この辺につきましては中身的には本当に役に立つものだと思いますし、進めたいと思っています。

ただ、現在、具体的な数字を言いますと、53人の職員で今役場を回しております。

行財政改革によって、人員削減をしたときの職員の目標とした人数が54人ですので、現在はそれを割っているという状況にあります。

退職者が補充できなかったという面、想定外の退職があったということで、非常に厳しいといえますか、少数の中で現在やっているという状況でありますので、これを改善するために今社会人枠の職員を募集をかけておりまして、今現在で1人の応募があったと聞いておりますけれど、中途採用にはなろうかと思えますけれど、早急にまず職員の確保に努めて、その後に派遣等を考えていきたいと思えます。

議員おっしゃったように、交換人事といえますか、人事交流であれば、比較的簡単にできるという話は以前から聞いております。

今回の車田さんみたいな、来ていただくだけというのは非常に難しいと聞いておりますけれど、交換であれば比較的容易だよということも聞いておりますので、そのような形で進められる体制づくりをまず進めていきたいと思っております。

2点目の一つ目、高齢農業者への支援ということでお話を伺いました。

今まで柴田議員の方から、農業に対する提言、いろいろ受けてきましたけれど、多分このお話は初めて、こういう場では口にされたのではないかと思います。

質問を受けまして、具体的にはどういうことなんでしょうと、ちょっと考えたところはあるんですけど、当然70代になってもまだやられている方もいますし、80歳近くの方もいらっしゃいます。

そういう方に、さらに1年頑張ってくれと言うのがいいのか、悪いのかちょっと判断しかねるところはありますけれど、何らかの支援によって1年、2年延ばせるということが、現実的に支援策として考えられるものがあれば、ちょっと検討していきたいとは思いますが、すいません、今のところ具体策がちょっと頭には浮かんでいないところでございます。

2点目、新規就農者に対する窓口がないということで、そういう体制にはないというお話でした。

確かに、人に示せる窓口がないのは事実ですし、これから整備していかな

ければならないと考えています。

執行方針の中でもお話しをさせていただきましたけれど、まず浦臼町にとって何の作物であれば受け入れが可能なのかという部分をちょっと明確にしていくところから始めたいという考えでお話しをさせていただきました。

議員、平取町のトマトの話をよくされておりますけれど、本当にトマト1択で募集をかけるという形もとられているようですので、うちも体制をつくる上での項目、作物を絞って、もし公募できる形をとっていければと考えておりますので、それに向けて体制づくり、あと受け入れ農家さん、指導農家さん等も定めていかなければなりませんので、本当に時間のかかることだとは思っておりますけれど、まずスタートを切りたいと思っております。

3点目になりますけれど、婚活につきましては、お話ししたような形で実際の効果も上がっていると聞いておりましたので、このまま継続していきたいという考えではありますし、もしさらに人員をふやすですとか、参加してくれる方をふやすために支援という形、さらにふやすことによって、それが可能になるのであれば、その辺も若手の農家さん、農協さんも含めまして、話をさせていただきたいと思えます。

3点目、コンサル料につきましては、去年は2,000万円を超え、ことは750万円ということで、その750万円ではどこまで考えているんだというお話ですけれど、前回の全員協議会でもちょっとお話がありました、議長の方からも静川議員さんの方からもお話がありましたけれど、あそこの段階で示した中身ではちょっと認めづらいなというお話もありまして、現実実際に契約なりする段階で、どのような中身で契約をするというのを明らかにしてほしいというご意見もいただいておりますので、今後内部で詰めまして、コンサルとも詰めまして、決定してお示しさせていただきたいと思えます。

次、検討委員会につきましては、前回公募をした上で参加していただいているところですが、現在形としては解散している状況にあるのはご指摘のとおりです。

今後、当然その方たちも含めた中で公募という形をとらせていただくか、あるいは再度お集まりいただく形を選択いたしまして、再度検討委員会を形づくっていききたいと思っております。

4番ですね、再編につきましては進め方としてはまだ私の頭の中ですが、近々農家さんもいますので、集まっていたける時間に町内会とまず1度お話しをさせていただき、今後町内会再編に向けての話し合いを進めたいと。

その時点で町内会長さんのお話をお伺いしまして、それをまとめたものを再度同じ町内会長さんになりますけれど、12月の町内会長会議にかけてと。

その時点で、なぜそこでちょっと時間を置くかということ、総会に1回かけていただきたいと思っております。

町からこういう提案、皆さん方のご意見がこうだったという資料をもって、12月の町内会の総会に諮っていただいて、共通認識というのをまず持っていただきたいと考えております。

その共通認識を持って、1月以降新しい町内会長さんにご参加いただきまして、町内会長会議を開催して、今後の進め方について、ちょっと話をさせていただきまして、議員おっしゃられたとおり、町内会長そのものが検討委員となるのではなくて、検討委員でも構わないんですけど、どなたかご推薦いただく形もとりまして、検討委員さんを固めていきたいと思っておりますし、それプラス学識経験者といいますか、それらの方も含めて、検討委員会という形をつくって、3年以内には何とか形にしていきたいと思っております。

ただ、晩生内第2につきましては、急を要するというお話ですので、他の町内会長さんが、うちは10年後でいいという方もいらっしゃるかもしれませんが、晩2だけはちょっと別枠で話さなければいけないのかなとは考えております。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

簡単にいきます。

人事交換の体制、非常にいいことではないかなと思います。こうやって、例えばああやって、こう農政でいる道から来ている主幹を見ているだけでも、やはり違う考え的なものも内に秘めているのかなと思いますので、ぜひこれから進めていただきたいし、まだ1人足りないのだということでございますけれど、とにかく魅力ある浦臼町であれば、職員もぜひ来たいんだということで、いっぱい来るんじゃないかと思っておりますので、そこら辺ぜひ頑張ってくださいなと思います。

それから、婚活のことなんですけれど、奈井江町でやっているのはクリスマスパーティー的なもので、男性は町内で、女性は町外の人という募集で、それで負担金は町が出すのかな。それで女性は無料で、ぜひ町に来てくださいという婚活のやり方でした。

何かそれがヒントになればいいのではないかなと思います。

それから、コンサル的なことなんですけれど、どうしてコンサル頼りと、ああいう表現をしてしまうのかというと、例えば一つの事業をやるときに、町は方向を決めて、それをコンサルの方が補助していくのならわかる。

ところが、コンサルが方向性を決めるところが見受けられる。

今回のグランドデザインでもそうだったんですけど、結局町はこうしていきますというルールを敷いて、それに対してコンサルが補助していくのならわかるんだけど、何か見ていると、コンサルがもうルールを敷こうとし

ているところが見受けられたので、コンサル頼りでいいんですかという表現です。

そこら辺は、やはり今後に向けて検討してもらいたいということでありませう。

あと行政区の再編なんですけれど、確かに本当に喫緊の町内会があるのは事実なわけですから、3年以内に再編に向けた計画を策定するなんですけれど、今特別に考えますということのお返事いただいたんですけれど、計画ではなくて、ここは3年後には実施ということで、ぜひとも頑張ってもらいたいなと思っています。答弁あれば。

○議 長

答弁願います。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

婚活について、私の聞いている話では、農業者なら農業者だけの集まりという意味でメリットといいますか、相手が来るときも農業者との婚活パーティーですとか、そういう意味で固定されている、職種が一つだということでメリットもあるとも聞いておりますので、幅広くやるのがいいのか、その辺はちょっと検討しなければいけない部分があるかと思えます。

コンサルにつきましては、先ほど申し上げましたように、最終的に町が判断して、また皆さんにもお示しする形を最終的にとれるように進めていきたいと思えますので、よろしく願います。

あと再編につきましては、3年後に実施とはさすがにこの場では申し上げられませんでしたけれど、ちょっと温度差があるというのも聞いておりますので、急ぐべきところは急いで、合わせるところは5年後になるのか、3年後に可能なのか、その辺も含めて検討させていただきます。

○議 長

ただいまから、昼食のため休憩といたします。

午後1時30分から再開いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時29分

○議 長

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発言順位6番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、第2回定例会におきまして、3点質問をさせていただきたいと思えます。

まず、大変期待しております新町長に1点質問させていただきたいと思

ます。

防災計画の見直しとBCP対策に対してついてであります。

防災計画は、自然災害を想定した計画を策定しますが、BCPはその想定をはるかに超えた災害を計画した策定と考えております。

今般、新型コロナウイルス感染症は、まさにその想定を超えた災害と認識しております。

私は、平成30年12月定例会において、BCP対策の策定を求め、答弁では策定づくりに努めたいということでした。

現在は、さわりの策定があるように思っておりますが、完全ではないと考えております。

町職員の安全な業務遂行はもとより、町民の皆さんの生命や安全、経済を守り、町の公益を維持するなどの観点から、緊急事態を生き抜く事業継続支援措置条例の制定などを含めて、町の防災計画と防災計画の補完機能としてのBCP対策の見直しをしてはとありますが、いかがでしょうか。

続きまして、教育長に2点質問をさせていただきます。

1点目は新たな学校給食の移管についてであります。

本年、奈井江・浦臼学校給食組合が施設の老朽化により解散することとなり、砂川市に委託が決定し、運用がことしの夏休み終了後より提供が始まりますが、新型コロナウイルスの感染によりおこなっている授業の確保のため、夏休み期間が短縮されることになりましたが、通常夏休み期間において提供準備を進めることになっていりましたが、提供の準備期間が短くなりましたが、スムーズな給食の提供が開始になるのかということをお聞きしたいと思っております。

2点目は、学校における新型コロナウイルス対策であります。

新型コロナウイルス感染症による小中学校の休校によって、学習のおくれが出ていますが、おくれを取り戻す対策について、どのような手当てをしているのか、また新1年生は入学してすぐ休校になり、学校生活にスムーズに入れなかったのではないかと推測しますが、現在はどのような状況なのか。

さらに、学校再開による感染予防対策についてはどのようなことを心がけているのかお伺いしたいと思います。

また、学校の授業のおくれにつきましては、さきの議員さんの質問ともかぶりますけれども、その辺はよろしくお願いたしたいと思っております。

以上です。

○議 長

静川議員の質問に対して、答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は終了いたしました。なお感染のリスクはあり、引き続き感染症対策に万全を期すことが重要と考えます。

議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症はまさにその想定を超えた災害と認識しているところです。

新型コロナウイルス感染症に関するBCP対策については、現状では考慮されておらず、今後、国や北海道が発信する情報に注視し、町民の生命、身体及び財産を災害から守るため計画の見直しを進めてまいります。

いずれにいたしましても、今回の事態がある程度終息した時点で、国からは防災計画上の位置づけや感染症対策のBCP対策、新型インフルエンザの行動計画にかわる新たな行動計画等、包括的な指針が示されることになると思いますので、ご提案の業務継続支援措置条例につきましても、全体的な枠組みの中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

静川議員のご質問にお答えをいたします。

浦臼町の学校給食は、昭和43年に奈井江町と学校給食組合を設置し、効率的な給食業務を実施してまいりましたが、施設の老朽化、調理員の体制の確保が難しく、継続が困難な状況となっております。

こうした課題を解消し、安定した給食の供給を行うため、今年度、小中学校の夏休み終了後から、給食の調理及び洗浄業務に関する事務を砂川市に委託することになったものでございます。

砂川市が本町に学校給食を提供することに伴う砂川市給食センターの改修工事につきましては、当初の予定どおり7月22日から8月12日までとなっており、新型コロナウイルス感染症による学校の夏休み短縮等に伴う影響はないと確認ができてございます。

砂川市内の学校の夏休み開始日が当初の予定より1週間ほど遅くなりましたが、その期間につきましては給食センターでの調理は行わず、簡易給食で対応すると聞いてございます。

また、本町の小中学校においても、夏休み期間を短縮し、授業を実施いたしますが、登校日となりました7月最終週の給食については、奈井江・浦臼町学校給食組合から提供いただけることとなっております。

次に、新型コロナウイルス対策についてですが、学習のおくれを取り戻す対策につきましては、中川議員、東藤議員のご質問にお答えをしたとおりでございます。

新1年生につきましては、新たな環境、規律になれるための大切な時期に臨時休校となり、分散登校開始時には逆戻り減少も見受けられたと聞いておりましたが、現在は順調であると認識しております。

また、感染予防対策でございますが、文部科学省によります、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル及び新型コロナウイルス感染症に関するQ&Aなどに基づき、校舎の消毒、マスク着用、手洗

いの徹底はもちろん、臨時休業中も含めまして、学校再開後も児童生徒への健康観察シートによる体温や健康状態を把握しております。

さらには、登校時にスクールバスにおいて、鶴沼方面の乗車人数が多く、密集を避けるため、町及び社会福祉協議会のご協力をいただき、福祉バスの未利用時を活用し、スクールバスの増便を図っております。

引き続き、新しい学校生活様式を子供たちが身につけるよう指導してまいります。

以上でございます。

○議 長

再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

まず、町長に再質問なんですけど、今回まだ早いとは思いますが、本来、今回のこのコロナウイルス、私ども想定していなかったのですが、これほどになるとは思っていないし、このことが現実なのかという部分が実はあります。

正直言うと、本当に映画でも見ているような感じのものとはか思っていなかったのですが、実際にこういう災害が起きるといのは、私ども、実は余り認識していないというか、気にとめていなかったんですが、実際に起きたら大変なことだなということを今も痛感していますが、これを機に、今うちの町でいろんななったことに対して、商工会なりいろんな部分で支援もありましたが、まだまだだと思ふのですが、うちはうちにに町長が言っているように、私もよく言うのですが、少ない人口であって、小さい町で何ができるかということを考えたときに、こういうものを含めながらやっぱり1回検証する必要もあるのかなという考えをしております。

私が言っている業務継続支援措置というのは、あくまでも緊急事態を乗り越えるための措置と考えていただければいいんですが、このことも、今回、実は私、町の支援事業で歯がゆかったという部分があります。

それは、やはり今必要なんだけど、なかなかできないということになりかねないようなこともあったと思っています。

議会もいろいろもめましたけど、ああいった支援措置が今回はたまたまああいう券も頼んだり、それとかワンコインのメニューだとかいろんなことを事業としてやって、行っていただいて、それに支援金をつけたという形になっていますが、それが結局、そこも含めて今後検証しながら、もっと素早く措置ができるという条例などをやっぱりつくっておいた方が、私は緊急的に何かできるというのはこの町でしかないのかなと思っていますので、そういった部分を含めて、今後検証も含めてそういうことが可能なかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。1点だけ。

○議 長

答弁願います。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

今回も、私がない間の出来事でもあったので、申し上げづらいところもあるんですけど、早急に支援対策ということでとらえたということで、外からですけど見ていた状況です。

ただ、効果は一定程度あったとも聞いておりますので、今後このような事態が起きたときには再度何らかの対策はとっていかなければならないと思うんですけど、議員おっしゃったとおり、本当にこの今回のコロナの事態、百数年前にスペイン風邪が猛威を振るったというのは聞いておりますけれど、100年ぶりの大きな感染症被害だったと思うんですけど、それをなかなかすべて想定して、そのときの支援策ということを準備しておくというのかなり難しい作業ではないかと思えます。

ただ、今回のいろいろとった支援策がどの程度の効果があって、商工会などの支援になったか十分検証して、効果があったとなれば、次回、何かあったときにもそのような体制をまたとるということを、条例なのか別の形の何かなのかというのは、ちょっと今はっきりは申し上げられませんが、十分にそういうことは想定した計画に盛り込むようなこともちょっと考えなければいけないのかとは思っております。

○議 長

再々質問ございますか。

○6番（静川広巳君）

ありません。

○議 長

では、2点目の再質問ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

まず、学校給食の移管ですが、これは教育長が対応していただいて、答弁いただいているんですが、結局PTAとか子供たちが何を求めているかという、学校給食、夏休みが終わったら大丈夫なのかと。

結局、そこをやっぱりちゃんと教えてあげたいなと思えます。

だから、今こういう状況だよと。こうだから安心して下さいということも言っても構わないのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

それともう一点は、給食に係る運搬業務が今度入るわけですが、コロナの部分での対策として、そういった事業者との協議というのはされているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○議 長

答弁願います。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、学校給食の夏休み明けからの再開につきましては、先ほど申し上げ

ましたように予定どおり再開されます。

砂川市の給食センターでは、調理場を使わずに改修作業をやり、砂川市の各学校には簡易給食を配付するという事ですので、委託先から簡易給食があって、せいぜいやる作業というのは、それを仕分けする程度ということで、安心していただいて結構でございます。

それから、運搬業務につきましては、私ども町の町営バスとスクールバス、それから給食運搬業務、これらを一括して長期継続契約で今のところ行っているような状況です。

それにつきましては、契約変更の手続を今後行ってまいりますし、車につきましてはもう発注済みでございますので、これにつきましても予定どおり準備が進んでいると考えております。よろしく申し上げます。

○6番（静川広巳君）

コロナ対策の協議はしているのか、という部分。コロナ対策の協議。質問したのと違う答えが。一部。

○議 長

学校給食の移管についての質問の中にコロナの関係ですか。

○6番（静川広巳君）

運搬業務。給食の運搬に関する事。

○議 長

運搬業務の中にコロナ対策をしてるかということですか。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

運搬業務につきましては、新型コロナウイルスの対策として特に今まで実施している衛生対策のほかに追加してやる必要はないと考えておりますので、コロナウイルスに限った追加の対策等についてはしてございません。以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

○6番（静川広巳君）

ありません。

○議 長

それでは、3番目の再質問ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

学校の対策ですけれども、今ちょっとコロナの対策で学校関係を再開するのに、今国とか道もそうなんですけれども、安全に学校のその感染症を防ぐための部分で、ここにも書いてあるんですけれども、校舎の消毒とかいろんなものが出てきます。

ここでよく言われるのが、だれが消毒するんですか、しているんですかと

いう話がよく出ます。

結局、みんなが帰った後、先生が教室のテーブルとかをやるという部分が出ていたり、いろんなものがある、そこが結構先生方の負担になるのではないとか、コロナに対しての感染の予防をやる部分が意外と負担が偏ったところに行くのではないかという、実は話まで出ているのがあるんですが、町としては例えば校舎の消毒とかそういうのはどこでやっておられるのか、どういう方法でやっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長

答弁願います。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

校舎の消毒につきましては、それぞれ教職員が実施しております。子供たちが帰った後に、それぞれ机だとかいすだとかドアノブ等々、消毒をしております。

消毒の方法につきましては、現在のところ次亜塩素酸ナトリウム、いわゆるキッチンハイター等を活用してやっております。

議員おっしゃるとおり、負担になっていないかという、それは業務がその分ふえているわけですから、負担になっていないわけではないと考えております。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

○6番（静川広巳君）

いや、ありません。以上です。

○議 長

発言順位7番、折坂美鈴議員。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

それでは、令和2年第2回定例会におきまして、町長に1点と教育長に1点の質問をいたします。

1点目であります。

「集い、語らい、支えあい」の実践を期待する。

川畑新町長就任に当たり、多岐にわたる積極的町政運営の意気込みとその実現に向けて示された基本政策の6本の柱を拝聴いたしました。

私は、多くの点で共感するものであり、議員として人口減少、少子高齢化社会という厳しい状況下での課題解決に向けて、新町長とともに汗を流していきたいと思っております。

基本政策の柱には、一貫して「対話」「直接意見を伺う」「地域や会合に私が出向いてお話しさせていただく仕組み」といった語らいを重視する町長

の姿勢が感じられ、6本目の柱、住民対話の推進では、町民同士の交流やかかわりを活発化させ、お互いを支え合う仕組みを構築したいとの町長の思いが伝わってきます。

①基本政策「住民対話の推進」より、住民との合意形成の手法について伺います。

行政側が計画案を提示して、住民の意見を聞くという今までのやり方ではなく、構想の段階から住民の間に出向いて情報をオープンに公開して、透明性を確保しながら住民と一緒に計画をつくり上げていく手法（パブリックインボルブメント）を実施していただきたいのですが、町長の考えはいかがですか。

若手農業者の意見を伺う検討委員会の立ち上げをお考えのようですが、持続可能な農業の推進のために、何から取り組んでいくか、ワークショップ形式で住民とともに制度設計をつくり上げる、産業観光グランドデザインの再構築をコンサル任せにせず、住民主体の組織をつくり、住民のための制度設計をともにつくり上げてはいかがでしょうか。

②交通弱者に対する施策は、これからじっくり取り組んでいかれる課題の一つだと思いますが、私はこれも住民との協働「支えあい」がかぎとなるのではないかと考えます。

ぜひ、市町村運営の有償運送「自家用有償旅客運送制度」について検討していただきたいと思います。

運転手の確保については、住民が（国土交通）大臣認定講習を受講すれば運転手になることができることから、浦臼町民はこれまで、次の長寿福祉課が行ってきた講習などを受けと通告にはなっておりますが、ここを変更させていただきたいと思います。すいません。

社会福祉協議会が取り組んできたさまざまな地域支え合い活動によってと変えたいと思います。

ちょっと戻ります。

浦臼町民は、これまで社会福祉協議会が取り組んできたさまざまな地域支え合い活動によって、ボランティアの精神が根づいているので、高齢者の足の確保を住民自身が自分事にとらえ、お互いに支え合うシステムづくりは可能と考えますが。

③情報公開の方法として、SNSを活用してはどうでしょうか。

首長がTwitterを使って施策を発表したり、町のPRをすることも珍しくない時代です。

私は、「語らい」を実践しようとする町長には一方的な発信だけではなく、双方向通信として住民との交流や災害時の正確な情報発信と情報収集に役立ててもらいたいと思いますが、いかがですか。

続きまして、教育長に質問であります。

コロナ禍における通信環境の強化と子供たちの心のケアは。

北海道では、新型コロナの感染防止のため、2月末から3カ月もの長い期

間の自粛生活を余儀なくされました。

それぞれの家庭の努力のもと自粛期間を乗り越えて、浦臼町の小中学校もようやく6月から通常の授業に戻っていますが、学校現場では感染予防対策を徹底しながら、生徒児童の健全な心身の回復と学習のおくれを取り戻す努力がなされていることと推察します。

今後、必ず来ると言われている新型コロナの第3波、第4波に備えて、オンライン学習やオンライン授業の導入も視野に入れるとのことですが、①休校期間中の学習課題の提供や児童生徒の見守りはどのように行われていましたか。

今後は災害による臨時休校の際にはオンライン学習が可能になるということですが、これまでとどう変わるのでしょうか。

大学などで行われているオンライン授業とは違うのでしょうか。

②GIGAスクール構想の前倒しにより、今年度中の児童生徒1人1台の端末機の導入や高速大容量の通信ネットワークの整備には国の予算がつき、ハード面での環境整備は急ピッチで進むとありますが、ICT教育の指導体制の充実には指導できる人材の確保が重要です。

民間企業の外部人材によるICT支援員の確保についての考えはありますか。

③新1年生にとって、4月、5月は学校生活になれるための重要なならし期間です。

その重要な2カ月を奪われ、急激な生活環境の変化に戸惑う児童生徒もいるのではないのでしょうか。

心のケアに特別な配慮が必要な児童生徒を見落とさず、個別対応をどのように進めていくのか、教育長の考えを伺います。

○議 長

折坂議員の質問に対して、答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

折坂議員の1点目、住民との合意形成の手法についてのご質問にお答えいたします。

私は、今回の執行方針の柱の一つとして「住民対話の推進」を上げさせていただきました。

これは私のこれまでの役場経験の中で、以前は町民の皆さんとの距離がもっと近く、直接接する機会も多かったと記憶しています。

そういう場で要望や意見、不満や心配事などをお聞きすることができ、業務に生かすこともできたという思いがあり、まずは私から外に出て行こうという考えから始めるものです。

間もなく一定の要綱を定め、町民の皆さんにお知らせさせていただきたいと思えます。

議員のご質問では、この考え方を発展させ、行政による計画の策定に町民

の参加を積極的に募って行う手法の実践をというご提案をいただきました。

ご質問にありましたように、今後の農業経営に対する検討協議の場を設ける予定ですが、若手農業者に参画いただき、さまざまな意見要望等を発信してもらい、何を選択し実行するかの判断に加わってもらおう。

実施段階では、実行の主体、改善、見直しを提案する持続的なメンバーになってもらいたいと考えており、まずはここから始めたいと考えております。

産業観光ランドデザインについては、これまでも具体的な案を提示する前の段階から町民の自由なご意見をお伺いするという方式はとっております。

ただ、うまく機能していないのではというお考えからのご提案とは思いますが、今後につきましてはこれまでの構想の精査、再構築に新たな考え方を加えて再検討を行うことを考えておりますので、今回につきましてはコンサルを含めた形で進めさせていただきたいと考えております。

2点目の市町村運営の自家用有償旅客運送に関するご質問ですが、この制度はタクシーや乗り合いバス事業によって住民の足を確保することが困難な交通空白地帯において、市町村が路線または運送の区域を定めて提供できる運送サービスであります。

議員ご指摘のとおり、地域ボランティアの方々のお力をかりて運送する方法もごございますが、本町には一般タクシーや乗り合いタクシーを運行している事業者があり、その経営にも影響を与えることから、現状では市町村運営有償運送によるサービスの提供は考えておりません。

次に、情報公開の方法としてSNSを活用してはというご質問にお答えいたします。

私も町長としてすべてが今始まった状況ですので、新型コロナウイルスにより通常の状態でもありません。SNSの有効性、時代性は理解するところですが、今のところは今後の課題とさせていただきます、まずは直接出向いてお話を伺うところからスタートしたいと思っております。

以上です。

○議 長

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

折坂議員のご質問にお答えをいたします。

学校の臨時休業中の学習機会の確保につきましては、対面授業を基本としている現状において、復習を基本として既存教材や公費負担による学習ドリル等を配付し、次の分散登校日に小テストを行うなど家庭学習におけるモチベーションの維持を図り、小学校においてはドリル等に加え学年段階に応じて、生活リズム調査票や校内の縄跳びカード、縄跳び全道制覇MAPの活用など体育的内容の家庭学習も行っております。

また、指導上、気になる児童生徒の保護者と面談、電話連絡や保護者メールにおける啓発や紙面相談プリントの配付を行っております。

また、分散登校の状況等に合わせ、教育委員会が開設している子ども広場につきましても、使用物品や使用場所を制限しながらも、朝から子供たちの受け入れを行うなど、子供たちの安全・安心な居場所づくりに努めてまいります。

次に、オンライン学習でどのように変わるのかというご質問ですが、国のGIGAスクール構想の前倒しの実施により、児童生徒1人に1台のタブレットPCの導入を計画しております。

自然災害や新型コロナウイルス感染症により、再度学校が休校となった場合においても、タブレットPCとともに家庭の通信環境もあわせて整備することによって、学校対応タブレットPCの家庭での使用が可能な環境となります。

これにより、無料配信されている学習コンテンツの活用やペーパーレス化、学校が事前に録画したものを配信し学習するといった一方向的なオンライン学習や、Zoomなどの遠隔会議システムを利用した双方向でのオンライン授業も可能な状況になるものと考えております。

今回の臨時休業においては、復習中心の家庭学習課題を児童生徒に課すことで何とかしのぎましたが、今後オンライン授業が可能となれば、授業を行っていない部分を教職員が自分の言葉で必要な指導を行うことができることから、学びの保障に有効な手段であると考えます。

次に、外部人材によるICT支援員の確保については、現状、見通しが立っている状況ではございません。

その必要性については理解しておりますが、ICT支援員は基本的には教員資格を有していないため授業を行うことができません。

あくまでも、授業については有資格者である教職員自身が、どのようにICT機器を活用して、どのような授業を展開するのかということが前提となります。

道教委におきましても、Zoomなどを活用したICT関連の研修会を検討していることから、まずは教職員への研修機会をふやし、教員自身のスキルアップを基本に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、心のケアなどの対応についてのご質問でございますが、1点目の質問への回答においても触れてございますが、加えて、道教委からも「学校再開後の児童生徒の心のケアについて」の通知において留意事項が示されておりますので、それらに基づき、学級担任や養護教諭等が中心となり、教職員がこれまで以上にきめ細かく見守り、小さなサインを見逃すことのないよう努めてまいります。

小学校には、町費による補助教諭等を複数人配置しており、また中学校にはスクールカウンセラーが派遣されておりますので、体制は整っていると考えております。

以上でございます。

○議 長

1点目の再質問ございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

川畑町長の船出に当たり、まずは課題のあぶり出しとそれらについて任期中に道筋をつけたいこと、すぐに取りかからなければいけないこと、それらのことを取捨選択をしていく段階に今はあるのかなと考えますので、まずはお手並みを拝見させていただき、後々細かな施策について議論をさせていただきたいと思っています。

そこで、今回は住民との約束である公約をどのように誠実に実現していかれるのかなど。そのために大切なのはやはり透明性であり、それを確保した中での合意形成だということを基本に置いていただいて、まず最初に町民との信頼関係を築き上げていっていただきたい、そういう願いからの質問だったわけなんです、厳しいことも申し上げなければならないと思っております。

川畑町長が副町長の時代に行ったジビエ事業であります食品加工施設の建設時には、事前の説明会はありましたけれども、最初から建設ありきの計画案を押し通し、地元住民の要望も何一つ取り入れず、協定書も結ばず、最後まで地元住民の合意を取りつけることなく、半ば強引に食肉加工施設を建設したと、私は認識をしております。

担当課長の言葉では、このジビエ事業の目的は、町内のシカの駆除、捕獲の促進だとずっと強調されてきましたけれども、一向にシカによる農業被害が減ったとは思えず、ことしは特に逆にふえている印象、実感があります。住民の不満は募るばかりです。

一体何のためのジビエ事業だったんだろう、私たちに何の恩恵があるのだろう、こういうことをやってはいけないと私は思います。

あくまでも、住民の生活をよくするための話し合いには、当事者である住民と最初から計画段階からともに考える姿勢、住民協働のまちづくり、これを実践していくべきだと、声を上げて言いたいと思っております。

町長が力を入れておられるようであります若手農業者との協議会をこれからやっていくんだという答弁でしたけれども、このことに私はすごい期待をするものでありまして、意見や要望を出してもらって、その計画段階から一緒に考えていこうと。

実施段階では実行の主体にもなっていただくこともいいのではないかと、そういう意識も感じられるわけでありまして、この協議会においても町民の活発な意見を引き出す、そういうファシリテーターとしてのテクニックも必要だと思われましても、職員もこういう勉強をさせてはかがかと私は考えるわけであります。

町長も変わらなければいけないし、職員も変わらなければいけない、そして住民の意識も変わっていかねばいけないと私は考えております。

柴田議員の質問にもありましたけれども、産業観光ランドデザインの会

議、私も傍聴させていただいたことがあるんですけども、司会進行をすべてコンサルタント会社の方がやっておられて、コンサル主導なのかな、行政主導なのかな、そういう感じがいたしました。わからない感じがいたしました。

そういうところでは、住民は聞き役になっていて、自分たちの道の駅をどうつくっていかうかという、そういう建設的な意見が余り聞かれなかったように思います。

今後はこの会議も再構築されていくということではありますが、ぜひ活発な住民の意見を引き出すためにいろいろな工夫をしていただきたいと考えます。

ぜひ、この若手農業者との協議会を成功させていただき、その形づくりができれば、そういうことをほかの会議でもどんどんと実行していただきたいと考えています。

今の1番のところでは、職員を勉強させる点についてとか、会議のあり方についての検討についての考えをもう一度伺いたいと思います。

それから、2点目の交通弱者に対する施策でありますけれども、今回野崎議員も砂川市立病院への通院の足の確保をずっとですけれど、訴えておられました。

中川議員も買い物バスの実施はどうだという質問もありました。

これは高齢者の生活の足が今現在も確保できていないのではないかということであらわすものだと思います。

砂川市立病院へ行くには、バスを乗り継いで行く方法かタクシーしかないのでありまして、タクシーは助成券が1万2,000円分、高齢者はありますけれども、砂川市まで往復していたら1回でなくなるのではないかと。

バス停まで何キロも離れている人も多くいらっしゃいます。

それらの課題を解決するためにどうすればいいかという問題なんですけれども、若者にいろいろ意見を聞こうという姿勢があるならば、ぜひ高齢者のヒヤリングも行ってほしい。

今何が一番困っているのか、その困っていることを解決するのはどうしたらいいのか、その方法をみんなで考える、そういう方法はどうでしょうか。

答弁では、浦臼町には一般タクシーや乗り合いタクシーを運行している事業所があるので、そこの経営を圧迫することはできないということで、市町村運営有償運送を考えていないということでもありますけれども、今タクシーは土日営業をやめました。

やっぱり、そこに町民はどうしたらいいのかという困っている声もよく聞きます。

その事業者を圧迫しない形、補完する形での何か事業はできないかということで、今回私が提案しましたのは初山別村で行われているハートアンドタイムシェアリングの実証運行事業を2年間にわたって行っているという報告を見たからであります。

これも住民との協働による合意形成を行って進められました。

高齢者のヒアリングとかアンケート調査から始めて、住民自身が当事者となって、自分事としてとらえ、自分が高齢者になって、運転できなくなった場合のことを考えると、今それで困っているお年寄りを支えてあげようという、そういう気持ちに変わっていくのだそうであります。

そのような環境づくりが進められたのではないかと考えています。

国土交通大臣が認定した実施機関の大臣認定講習というのがあるそうですが、それを受講すれば運転手になれるということで、初山別村ではこの講習を受講した人は30名もいるそうであります。

だれでも食堂も土曜日に開催することが多いんですけども、以前はタクシーでグループで来ていただいた方もいらっしゃいますが、今はそれもできなくなっております。

何とかその部分を補完するために支え合う活動ができないかということで考えたんですけども、先進地の事例、これをいろいろと研究していただきたいということをお願いしておきます。

天塩町では、天塩・稚内相乗り交通事業、中頓別町では中頓別ライドシェア、それから富良野市にはコミュニティーカーがあります。石狩市には厚田ライフサポートの会などもあります。

先進地をいろいろ調査して、浦臼町に合った交通体系ができないかということは皆で話し合うべきだと考えております。

SNSについては、今は情報発信とかコミュニケーションのツールとしてなくてはならないものになってきております。

以前、企画係長とお話をしたことがあります。町民みんながSNSを自由に使えるようになって、みんなで町の魅力を発信したらいいんじゃないか、そういうことも話したことがあります。

ぜひ、今後の課題として考えていただきたいと考えます。

長くなりましたが、よろしいでしょうか。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

どの点にお答えすべきか、ちょっとわからないところもあるんですけど、最初のご質問で、住民との話し合いの持ち方といいますか、物事を決定していく上での住民とのかかわりということで、新たな取り組みをということのご提案ですし、私も若手農業者との話し合いの中では、ちょっとそのあたりはこれまでと違った話をしたいと思っております。

ただ、希望を聞くだけではなくて、当事者になってもらいたいなという思いがあります。

当然、私、新規就農者についてこれから進めていきたいということでお話しをさせていただいておりますけれど、どうしても農業者の協力がなくては

成り立たないものでもあります。

当然、主導的な立場になっていただく方がいらっしゃらないと、新規就農者の方も研修先ということで確保しなくてはならないところもありますので、そういうところはぜひ協力していただきたいなと思っておりますし、ただサービスを受ける立場だけではなくて、協力していただける立場にもなっていただきたいなと考えておりますので、その辺も含めてお集まりいただいたときには話をさせていただきたいと思っております。

すべてがこのような形でいけるかどうかわからないんですけど、まずはここからスタートさせてみたいと思っております。

次に、公共交通になりますけれど、細かな話はちょっとうちとしましても、公共交通、町営バスが平成15年に開始してからもう17年目を迎えようとしておりますけれど、その間一つずつ積み重ねてきたものがあります。

乗り合いタクシーですとか、今回でいえばJRの代替輸送ですとか、全体的な構想で生まれたのではなくて、一つずつふえてきたという形になっておりまして、どうしても重複するところもありますし、今新たに市町村有償をやろうとしても、どうしても競合する場面も出てきますので、そろそろこのあたりで全体的な見直しが必要な時期なのかという気はします。

ただ、代替輸送はことし始まったばかりですから、来年やめるとか、そういうわけにもいかないところはあるかと思うんですけど、整理統合をできるところはしていきたいと思っておりますし、今おっしゃられた運送につきましても、ほんの週に1回とか2日とかいうものではなくて、もう少し1週間単位で走らせられる仕組みをとれるのであればいいかなと思うんですけど、虫食いのように穴を埋めるような運送は決して合理的ではないのかなと思いますので、全体的な中で少し時間はかかるかもしれませんが、見直しをさせていただきたいと思います。

SNSにつきましても、もう少し時間をいただきたいと思います。

以上です。

○議 長

再々質問ございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

先ほど、野崎議員の質問の中にあっただけですけど、不自由さは高齢者になってみないとわからないとおっしゃったんですね。いずれ我が身なんです。

だから、みんなで支え合っていこうという仕組みはつくり上げていくべきではないかなと私は考えますが、それにはたくさん整理しなくてはならないことがあるのは理解いたします。

期待をするところでもありますけれども、再々質問としまして、町長がすぐに取りかからなければならぬ課題の一つに、コロナ対策があると思うんですけども、長い目で見ての話なんですけど、考え方の基本として、町長はど

のような考えをお持ちかなということでお聞きしてみたいんですけども、ポストコロナということで新型コロナは世界じゅうにパンデミックを引き起こしたんですけども、これは今までのグローバリズムの過度なものに警鐘が鳴らされたのではないかと考えております。

必ずしも会社に行かなくてもいいと、必ずしも東京でなくてもいいと人々は気づいたわけで、田舎に帰りたいたいと言っている人もいます。移住の相談件数もふえているという、こういう時代になってきているのではないかと思います。

私は、農産物の地産地消であったり、電力の自賄いをするなどグローバルを目指すのではなく、地域のコミュニティーの活性化を重視した考え方にシフトしていかなければならないと考えますが、町長はそのポストコロナというところをどのようにお考えになっているか、ちょっと聞いてみたいんですけど、いかがですか。

○議 長

答弁願います。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

まだまだコロナの真ただ中にある中で、現状、とりあえず今をどうするかというのがまだ頭の中を占めている状況ではあります。

ただ、これからは出歩かないというか、人と接しないことが今は求められている状況にありますけれど、この騒ぎの前までは本当にきずなですとか、そういう人と人とのかかわり合いを重んじられたということで言われておりましたので、全く逆行する時代となっているわけですけども、いずれは薬もできて落ちつく時代が来るかとは思いますが、ポストコロナ、この災いは100年単位で訪れるものなのか、10年単位で今後は来るものなのか、何とも想像もできませんけれど、やっぱり一たんおさまってしまえば、やはり人と人とのきずな、人と人とのかかわりというのは私としては重要視した施策でいきたいとは思っておりますけれど、それはもうのど元過ぎればと言われるかもしれませんが、こんな小さな町ですし、基本はそこでいきたいと思っております。

かかわり重視、関係重視ということで町政も進めていきたいと思えます。どうお答えしたらいいか、ちょっと。

○議 長

2点目の再質問ございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

オンライン授業とオンライン学習の違いについて、私も大学ではどのように行われているのかというところをお聞きしてきたんですけども、オンライン学習の方は教育長もおっしゃったように、事前にアップされた動画や音声で授業を受ける、オンデマンドと区別しているとおっしゃっていましたけ

れど、それもやっているし、オンライン授業ではもう本当に全学生が同時に受講するというので、双方向でのやりとりが可能でありますし、学生同士の議論や小グループに分けての議論も可能になってくるということで活用をされているようでもあります。

果たして、このようなことが小学生や中学生に展開されるのかなということを考えてみたんですけれども、浦臼町の場合にはオンライン学習が中心になるのか、またオンライン授業となりますと、大学生や何かと違って、それぞれの家庭の環境の違いがありますので、たくさん子供がいる家庭もあるでしょうし、自分の部屋がちゃんとある子もいれば、そうではない子もいるかもしれません。

ですので、保護者とこのオンライン授業をとり行う前にはそういうことをきちんと話し合いながら、ゆっくり進めていく、まずはホームルームなどで決まった時間に皆さんの顔が見られて、体調を確認できるみたいなどころから始めていただき、実際に進めるとなると出てくるさまざまな問題を解決しながら、ゆっくり進めていくべきではないかなと考えますが、実際再休校となることはあるのかなと、これから第3波、第4波、コロナのですね、とインフルエンザが一緒になって流行した場合にはどうなるのだろうという心配もありますけれども、道の方で再休校の目安というのは示されているのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

休校中にかえって学力格差が大きくなったと指摘する学者もいます。

その理由は、親の教育力がどうかというよりも、経済格差によるものだと言われているし、パソコン環境がある、なし、それから市販の教材を保護者が買い与えられる家庭とそうでない家庭、そういう違いによって生じるものでありますので、そういう意味ではすべての子供がオンライン学習ができる環境づくりは早急に進める必要が大いにあると思っていますので、今進められていることには期待するものであります。ICT支援員の確保の見通しは立っていないということだったんですけれども、先ほどから聞いておきますと、教職員の方の負担が大きいかと、感染予防策はしなければいけない、消毒はしなければいけない、子供たちの授業をおくれないようにしなければいけない。

それから、心のケア、見落としをしないように一人一人の生徒を見なければいけない。

それに加えて、このICT教育をこれから進めていくことに対して、それが得意な人もいれば、不得意な方もいらっしゃると思うので、研修会などに参加させるということでもありますけれども、なかなか厳しいのかなと思います。

そのICT支援員を確保できるように空知全体でそういう方を確保するとか何か方法がないのかなと、そこまで教職員の先生に負担を求めるのはどうかと考えますけれども、何か施策はないのでしょうか。道の方、空知振興局の方で、そういう指導はないのでしょうかということですね。

私の今回の質問では、子供たちが過度なストレスを負っているのではないかといいるところでありまして、休校期間中は自由な時間が多い生活だったわけですが、それから一変して制約の多い窮屈な生活、規則正しい生活になったわけで、給食中も話してはいけないとか、じゃれ合ってもいけない、運動会や学芸会も中止、中体連という目標もない、ストレスを感じないわけがないと思うんですね。

感染予防のためには仕方ないとわかっていても、体がついていかない、そういう子がいて当然ではないかと思えます。

子供たちにどのような制約がかかっているか、ストレスがかかっているかということを知りたいんですけれども、浦臼町では、では、技術とか家庭科とか音楽の授業数が削られたりしていますか、それから土曜日の登校とかをするとか、そういうことも考えられているのか、あと部活はどのように再開されているのかのようなところをちょっと再質問でお聞きしたいと思えます。

○議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまの再質問にお答えをいたします。

まず、オンライン授業ということですが、現在オンラインにより学習が可能なハードの部分は整備しますが、現在それが授業として認められているわけではありません。あくまでもそれは家庭学習を補完するものとしての現在については扱いだと考えてございます。

G I G Aスクール構想につきましても、当初私どもは今年度については学校のネットワークの整備をやって、徐々にという考えでしたけれども、文科省の方でこういう事態で今年度中に1人1台を確保するというのでG I G Aスクール構想の実施の前倒しの流れがありまして、今回整備することになったものでございます。

議員おっしゃられたように、やっぱりゆっくり進めるというのは大切だと思います。

中学校については、ある程度もうオンライン学習に近いようなことをされている部分もあるんですけれども、小学校についてはまだそのような状況に至っていないので、小学校、例えば一、二年生が単独で家庭でオンライン授業に対応できるかという、恐らくそうではないと思うんですね。

ですから、まずはハードが整備されて、学校の通常の授業の中でそのようなタブレット端末等を操作できるような授業も一部取り込みながら、徐々に進めていく必要があると考えます。

その中で、I C T支援員という部分ですが、その中で先生方がどのように授業をやりたいのかと、こういうことはできないのかという恐らく疑問だとかいろいろな部分が出てくると思います。

それにつきましては、ある程度の部分はその機器を導入した事業者に保守を委託しておりますので、そこで解消できるように、このようなことができないのだろうか、そうするにはどうしたらいいんだというICTの活用方法について、質問だとか情報提供をいただくことはできるのだろうと思います。

その上で、1校に1人という規模ではありませんので、広域的にそのような支援員の活用ができるのであれば、そのような方法についても考えていきたいと思えます。

休校の目安、これにつきましてはちょっと今資料、手元にはないんですけども、感染者が校内に出た場合、あるいは濃厚接触者が出た場合、これにつきましては保健所等の保健部局と十分協議した上、対応するという内容となっております。

それから、授業に影響がないかということですが、例えばグループ学習のようなものはできるだけ避けるであるとか、音楽の授業については合唱等、大きな声を出すものについては1学期中は控えて2学期にするであるとか、そういう個々の教科それぞれにいろんなQ&A等が文部科学省の方からも示されておまして、3月時点ではそのQ&Aの50に満たないような項目でありましたけれども、今は100を超えるようなQ&Aの項目となっております。

それから、部活につきましても、今のところ以前のような時間ではなくて、時間を短縮した中で飛沫感染等を防ぐような、密にならないような状況を確認しながら実施しているという状況となっております。

引き続き、子供たちの安全を第1に学校とも協議して進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

再々質問ございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

はい、よくわかりました。

子供たちを支える周りの大人が子供たちの様子をこれからも長い目で注意深く見ていかないと、不登校やいじめにつながることも今後起こり得るとも限らないと思えます。

子供たちが元気に明るく友達と仲よく限られた条件はあるかもしれませんが、学校に行けること、伸び伸びと学校で輝けること、そういう環境づくりを進めていってほしいと考えます。

そういうのを目標にさせていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

今のご質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおりだと思いますので、今後についても安全・安心を第1に進めてまいりたいと思いますし、ICTにつきましては、ちょっと先ほど申しそびれたんですけれども、例えば小学校について、密を避けるためにICTのオンライン授業に対応できる子は家庭学習をさせて、例えば一、二年生はそれには対応できないという場合に、一、二年生だけを登校させると、それはすごく密を防げますので、そういったことも可能かなと思いますし、テレビ等でやっていたけれども、オンラインの参観日、親の方が家庭でタブレットで子供たちの授業参観ができる、密を防げるだとか、あと全校集会をオンラインで行う、体育館に一堂に集めるのではなくて、各教室にしながらZoom等でできるといったような、そういう使い方もできると思いますので、いずれにしても先ほど申し上げたように、ゆっくりと徐々にということを進めてまいりたいと思います。

よろしくご理解お願いいたします。

○議 長

ただいまから、休憩といたします。

再開時間を2時45分といたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発言順位8番、牧島良和議員。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

第2回定例会に当たり、町長に、そして教育長にそれぞれ質問をしたいと思っております。

この全体は先般行われました臨時会、そして17日定例会初日及びその後の前後しての協議会、そうした中から質問を起し、本日の概要となっております。

後、資料等をめぐりながら、質問の中身を膨らませながら、ともども議論をしていきたいと思っております。

本日は、午前中から多くの傍聴者が来られて、町外の方もいらしていましたが、川畑町長の施政方針、これに大きな関心がこうした形でも示され、なおこの時間にあっても多くの傍聴者の参加を得ていることを、私自身も大変うれしく思うところであります。

町長改選1年目、川畑浦白町長にあつての町政執行方針に照らして、数点について質問をいたします。

執行方針では、信頼と期待にこたえる積極的な行政運営に努めるとされ、

私も議会議論を通じて応援をしたいと思います。

おっしゃるように、コロナウイルスによる深刻な影響を受ける中での船出であります。

国の補正を受け、でき得る限りの施策をどう打ち出すかが今必要な時期と考えております。

月々の運営、運転に苦勞をされている中小業者の町民の皆さん、先般の臨時会、それから定例会の中でも示されたとおり今執行されながら、その飲食業、小売業を中心とする支援は始まったばかりであります。

私は、議会の議論でも議員各位それぞれ意見も出ておりましたけれども、1点、ここにかかわって、そうした商業者への支援もさることながら、質問の1でありますけれども、酪農家、とりわけ肥育、育成農業者への支援は現状、現実どうなっているのか、ここに焦点を当てながら議論をしたいと思います。

協議会でも先般発言をしましたがけれども、農作物による農業経営は1年サイクルであります。

稲作に関しては、先般道新記事にもありましたが、一部マスコミを含めて、この秋の出来秋の米価を危惧する記事が大変目立っております。

主食用とするSBS米、今回6月の入札では7万5,000トンが提示されたところでありますが、5万トンが落札されたと。60キロ9,000円を切るとのことです。

7万5,000トンを出されながら5万トン、2万5,000トンは落札されなかったということなんですね。輸入米が。

それで、その値段が60キロ9,000円です。

毎年、6月末民間在庫量というのが月々出てくるわけですが、これでは6月の計画が189万トン、これが今の時点で200万トンを超えるとのこと。

超えるということですから、11万トンを超えるのか、21万トンを超えるのか、そこはちょっとなかなか国も正確にしていないというのが現状であります。

いずれにしても、米価暴落のおそれが非常に強いという報道であります。

今当面手当てしつつも、有識者の発言ではこのコロナは1年、いや3年は経済に大きな影響を及ぼすとまで言われています。

町が打った飲食業者等11店には一律50万円ですが、他業種、長期を対策とするとき、私は明確な基準を示さなければならないと考えております。

前段、商業者への支援策にそのまま当てはまることにはなりませんけれども、農業経営体160戸の農業者が同じように50万円という施策が打てるのかどうか。そういう問題があります。

それに対して、前段質問したように畜産農家に限っては今月々の動きとしてどういう手当てがされているかというのが先ほどの質問でもあります。

この支援策を同じように160戸に対して税金を使って公平な考えをすれば、質問2、支援金とすればそういう対策を打つときにやはりしっかりとした交付要領等の整理が必要なのではないかと訴えるのが質問の2点目であります。

三つ目に向かいますが、国は特定定額給付金を創設し、本町にもあって進められていることの報告が先般ありました。

九十数%までもう大方の方が申請、それから受領が進んでいるということでもあります。

これについては、国は令和2年4月27日を交付基準としております。それ以後の出生者に対しては手当てがされていません。

そこで、質問3、少なくとも令和2年度予算である以上、国の予算はもちろんそうですが、予算である以上、令和3年3月31日、もしくは4月1日までの手当てをするのが当然ではないかと思えます。

以上、3点について伺った方針に述べられている地方財政への影響など相応な覚悟を持って備える必要があると方針では町長も述べられています。

さて、次に町の公園管理についてであります。ローリングをかけ、必要な部分の改良改修を進めています。

鶴沼公園周回歩道が倒木の危険により一部通行どめになっております。

ちょっと言葉がきついです。早々の開通を求めるわけではありますが、倒木に関して質問の4、当然の管理と考えるがいつまで放置するのですかという質問です。

五つ目には、町長の施政方針にも診療所の建てかえは今後考えていきたいと、4年間の執行方針、いわんや今年度の執行方針にそう書かれているわけでもあります。

指定管理期間が示されていて、令和3年3月31日で今いらっしゃる診療所の医師との契約が終わります。

今お聞きするところ、次の医師の指定管理への手挙げはないと聞いております。

医師の確保をどうするのか、その手順はいかが考えられておられるのかをお尋ねいたします。

最後、6点目ではありますが、JR線の廃線に伴い、跡地の活用、議会でも政務調査の中で全線を知り得るところで視察を進めているところでもあります。今後町長の公約にも方針にも検討会議とあります。

活用及び検討会議というのが方針として出されていますが、ここをどう進めようとされているのかをお尋ねをいたします。

次に、河本教育長に2点お伺いをいたします。

一つは、教職員が健康で働ける環境との方針であります。

勤務時間外在校時間の上限を定めとあり、これは何をもちえてそう考えられているのか、また何時間が適切と考えておられるのかお尋ねをいたします。

二つ目には、浦臼子ども広場の試行的、小学校の入学前受け入れはどんな

希望のもとなのか。

また、何人でもどのくらいの日数を計画されておられるのか、まず項目としてお聞きをしたいと思います。

○議 長

牧島議員の質問に対して、答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

牧島議員のご質問にお答えいたします。

1点目の酪農業者への支援につきましては、国において持続化給付金や高収益作物次期作支援交付金を初めとした各種メニューが創設されているところであり、制度の周知や申請のサポートをJAピンネと協力して行ってまいります。

今後、国の支援制度、交付金の動向を注視し、町として必要な支援を行っていくこととなりますが、現在のところ町単独での助成につきましては考えていないところでございます。

2点目の質問でございますが、飲食業者に対する補助金につきましては、補助事業者は商工会であり、事業に参加していただくための補助金であります。

商工会への補助金の交付につきましては、既存の振興事業補助金等交付規則により交付しておりますので、新たな交付要綱等の整備は現在のところしておりません。

3点目の特別定額給付金についてのご質問でございますが、本町においても、基準日を令和2年4月27日とする国の特別定額給付金給付事業費補助金交付要綱に即した給付事務を取り進めているところであります。

報道によりますと、基準日以後に誕生した新生児に対し、特別定額給付金と同額を独自給付する道内の一部自治体もあると聞かれる一方で、これらの独自給付における基準日についてもそれぞれの自治体によって対応が異なるようであります。

地方税においても賦課期日があるように、多くの事業には基準日が設けられており、本給付金に限って独自給付することは新たな不公平を生む懸念もあるものと考えます。

これらを総合的に判断するとすれば、国の定めた全国一律の基準日に即したシンプルな給付とすることが最も適切と考えられることから、町独自による給付を行う考えはございません。

基準日後に誕生された新生児に対しましては、町の大切な宝でありますことから、前町政から継続実施いたします出産祝い金交付事業を初めとする充実した各種子育て支援制度をもってこたえてまいりたいと考えております。

4点目の鶴沼公園の整備につきましては、改良・改修の優先順位を考慮し、整備を進めているところであります。

今回ご指摘のありました周回歩道の倒木につきましては、地権者との協議

を進め、整備を行ってまいります。

5点目、診療所医師の確保に関するご質問に回答いたします。

町立診療所、歯科診療所、それぞれ指定管理期間が本年度末までとなり、昨年6月から本年2月末までの長期間にわたり、指定管理者の募集を行いました。

その結果、現在の指定管理者を含め応募がないという結果となっております。

現在は、医師の確保に向けて調整中でございますので、調整がつき次第議会に報告をさせていただきます。

ご心配をおかけしておりますが、現在の指定管理期間後も町民が安心して医療を受けられる体制を整えてまいります。

6点目、JR廃線跡地活用に関するご質問にお答えいたします。

JR札沼線、新十津川ー北海道医療大学間は、新型コロナウイルス拡大防止における緊急事態宣言を受けて、4月17日にラストランを迎え、85年間の運行の歴史に幕がおりました。

また、5月7日からは踏切等の閉鎖も開始され、安全措置が講じられている状況となっております。

昨年11月からJRと撤去工事等に関する事前打ち合わせを開始しており、令和3年度中をめどに鉄道設備の現況調査及び撤去費用を確定させてまいります。

跡地利用については、駅前エリアの再開発は検討委員会を発足しておりますので、協議を進め、年度内にはおおむねの方向性を打ち出していきたいと思っております。

また、それ以外の区域については、令和3年半ばを目標に、鉄道用地に隣接する地権者との個別協議、鉄道施設撤去後の利用に係る地域説明会などを開催し、住民の皆さんのご意見を伺いながら、計画策定を進めてまいります。

以上でございます。

○議 長

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

牧島議員のご質問にお答えをいたします。

近年、教職員の長時間勤務が深刻化しており、学校における働き方改革を進めることが必要であるとして、令和元年12月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）が改正され、令和2年1月、教育職員の業務量の適切な管理等に関する国の指針が策定されました。

本町におきましても、教育職員が行う業務量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、本年4月30日開催の第3回浦臼町教育委員会に浦臼町公立学校管理規則の一部を改正する規則についてを議案提出し、承認をいただき決定しております。

内容につきましては、上限時間の原則として、教育職員の1日の在校等時

間から所定の勤務時間を除いた時間の1カ月の合計時間を45時間、1年間の合計時間を360時間としており、国が指針として示した内容となっております。

また、国の指針に基づき、道教委では、学校における働き方改革北海道アクション・プランの見直しを行ったことから、本町におけるアクション・プランにつきましても改正を進めていくこととしてございます。

次に、2点目のご質問にお答えをいたします。

浦臼町子ども広場の受け入れにつきましては、今年度より小学校入学前児童の受け入れを試行的に開始いたしました。

これは昨年、町が策定しました浦臼町子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査の中で、新入学児童の4月1日からの受け入れに関する保護者のニーズがあったことから、町として検討、実施に至ったものでございます。

現在、入学前の未就学児童につきましては、認定こども園が卒園後の3月末日まで受け入れを行っております。

一方、学校は入学後1週間程度は学校給食を提供せず、新たな環境へのなれや下校指導等のための期間として設定しており、子ども広場においても、学校給食が開始されてからの受け入れとしておりました。

この間、10日間前後の空白期間が存在しておりましたが、子育て中の保護者の率直な声を前向きに受けとめ、町としてどうあるべきかを検討した結果、子ども広場がその間の保育機能を代替することが現状の体制において最も効率的であると判断し、本年度から受け入れを行ったところでございます。

本年度、4月1日から4月10日までの土日を除く8日間のうち、入学式当日を除く7日間で利用があり、新1年生14名のうち1日当たり六、七人、延べ43人が利用しております。

今後につきましても、コロナウイルス感染症の予防に十分注意を払いながら、安全・安心な子供の居場所づくりとして役割を果たしていくよう努めてまいります。

以上でございます。

○議 長

それでは、1点目の再質問はありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

質問をいたします。

とりわけ、畜産農家にかかわっても、商業者と同じように月々どういう経営をし、一月一月のサイクルとして経営をしているものだと理解をいたしますが、その全体として少しお話しをしたいと思いますが、先ほどお米の話をしました。在庫量そもそもが残っている、お米でいってもね。

それから、輸入がふえている、そういう概況のもとで今後心配ですよという話をしましたが、畜産にかかわって、報道の範囲を見ますと、2019年、1年間の対比でいうとA4ランクでそれぞれがキロ1,800円台未満にな

っていると。それがこの2014年以来の安値と。

2,000円を割るというのは、本当にそれぐらい時間がたっているほどに暴落をしているというのが実態だということでもあります。

そうした中で、肥育繁殖農家の苦境というのは大変大きなものがあり、一方では輸入もふえていると。

それで、報道の中ですけれども、TPP11、それからアメリカからの輸入が全体として19%量がふえて、この量たるは7,500トンとされていますが、その輸入の量のうちアメリカよりもオーストラリア、ここからがオーストラリアの対比でいう34%からふえていると。

それは円安の全体像の中でそうした動きになっていると。

それで、コロナとのかかわりで、なお消費が少ない。

私も思うし、農業者もそうなんです、何でこういうときに緊急輸入の規制を張らないのか、議論にあった政府ガードという言葉が結果的には今も発動されないで、そのままになっていると。

だから、輸入もふえる、在庫もふえる、消費がされない、こういう状況のもとで大変な苦境になっている。

先般、お話がありましたように、マルキンを代表するような施策が打たれているからと言われてはいますが、そこで私は今お答えをいただいたJAとのサポートを組みながら頑張っているということでもあります。

往々にして、前例を見ますと、なかなか行政の側がその実態をつかみ切れなくて、結果、施策の一つ一つが生産者に伝わっていないと、こういうこともありました。

私も少しひもとくと、三つほどその施策があって、町は農協との関係でそういう状態の中でメニューがあるけれども、そこにどれだけ畜産農家がノミネートされているの、伝えられているの、情報収集、数字としてつかんでいるのかということまで聞きたいと思いますので、施策について理解をしたいと思います。

一つ目には、肥育生産者の支援、体質強化メニューということで1頭2万円支援しますよと。

そういう中で、枝肉価格が30%下がったときに、3メニューこなすと4万円ですよと。40%落ちると5万円支援します、そういう施策が肥育生産支援となっている。このことでの町のとらえ方はどうとらえているのか。

それから、二つ目には計画出荷、いわゆる肥育であればそれぞれ月齢を決めながら出荷をするわけでありましてけれども、ここに1頭2万2,000円、交雑種でいうと1万9,000円、乳幼牛であると2万1,000円、これは農協を含めた団体というか、集約しながら1回のみの交付だということではありますが、ここにどうなっているのだろう。

それから、最後にマルキン、肉用牛肥育経営安定交付金の生産者負担をゼロにしながら、交付額、最大67.5%まで払いますよと。

ただ、このマルキンも財源が限られているから、頭数に割り返したときに

少なくなることもあるようですが、いずれにしても今の段階で肥育、畜産農家に対してこうした支援策があります。

本町では、この点についてどういう数字のとらえ方をしているのかご説明をお願いいたします。

○議 長

答弁願います。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

J Aとはコロナ対策の当初から話し合いをしてきておりまして、すべて畜産農家等には接触して状況を聞き取っていると聞いております。

細かな具体的な中身につきましては、産業課長の方から申し上げます。

○議 長

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

このコロナの関係が発生しましてから、まず中小企業、特に飲食の方に力を入れてやってきました。

その後、次にどこに影響が出てくるのかというところで、新聞報道等でありましたように、酪農関係ですね、牛乳、それと子牛の関係で影響が出ていると報道でありました。

それから、常にJ Aピンネと連絡を取り合っておりまして、畜産関係、酪農関係で今大きく影響出ているところはないとお伺いしております。

当然、国の示している事業の内容もそれぞれ私たちもピンネの担当者の方も理解しておりまして、情報の発信については努めておりまして、町の方ではそれぞれの制度についてホームページ上で公開しているところでありま

す。

現状、大きく影響を受けているところがないと報告を受けておりますので、今後も動向に注視して必要な対策を打っていきたいと考えています。

以上です。

○議 長

再々質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

私が質問を起こしたのは、酪農家への支援について、国の持続化給付金等々のその制度の内容についてどうなっているのというところの聞きようなんですよね。

それで、町長も、それから課長も言われるように、J Aの報告で影響が出ているということではないというのはどんな数字をもって、そう理解するのかということが大事なの。

浦臼町の酪農家で乳製品をされている方、肥育をされている方いらっしゃるでしょう。

何軒あって、ここには影響がない、1カ月間の売り上げで、1カ月対比でこうだよ、だからないんです。そうでないと、ないという証明にならないんですよ。

私もわからないし、私が質問したことを町民もわからないんです。

町長、言うから大丈夫だと、そういう話でいいですか。現実とは違いますよ。

先般、だから、私、冒頭に言ったの。臨時会もありました。それから定例会もありました。前後の会議もありました。

その中で、私、きょう酪農のことを言っていますけれど、全員協議会の中では酪農の問題で大変だよと発言している議員もいるんですよ。たくさん。私だけが言っているわけではない。

議員の議論の中で内輪で昼食とったり、休憩時間に、大変だよなど。足を運んでいる人は大変なことわかるんですよ。

だから、僕はあえてメニューの名前も言って、どうだと、先般の会議では。

しかも、マルキンのことを言って、やっていますと言ったの。マルキンもありますから。

だから、そのメニューが、いや、ホームページで伝えているのはいいの。農協として肥育は何軒あって、前年対比で13%ぐらいのマイナスだから問題がないんですというならわかるの。今のお答えはそういうことでないでしょう。

任せてあるとは言わないまでも、協力して情報収集はするし共有はすると。その共有する資料を町の産業として押さえている皆さん方がより正確に持っていない限り、大丈夫な話ではないんですよ。

肥育農家は何戸あって、何頭あってと。月々何頭出ているけれども、1年前よりもこれだけ落ちているという話ではないとか。そういうことがわからないと、私も納得できない。

だから、そういう情報の収集をして、せっかく定例会で質問しているんだから、こうなんですと、すばんと答えてもらわなくては、やっぱり町の産業を支える行政としてはちょっと弱いのではないですか。弱いというよりもだめだわ。ちょっときついかもしれないけれど。

だから、今持ち合わせていないようだとしか言えないけれども、今言った施策にこれこれだから乗れないんです。乗らなくてもいいんです。一月一月でやれるのならね。

商業者に対してはそれをやったの。いろいろ議論はあったけれど。商業だけが町の産業ではないんですよ。当面商業が打撃を受けた。次に課長が言われている畜産の方も大変な域になっている報道があると。

そうしたら、うちの町はどうかなとって、そこをやっぱり行政としてしっかりとらえていくということが大事ではないでしょうか。

そこはやっぱり今まで失敗したのは任せてあったから。いや、一緒にやっていたんだけど、町がその情報を正確に収集していないことがあったから、僕は裁判の問題にまでなっちゃったの。

だから、やっぱりこれだけ騒いでいる畜産農家に対して、もっと緊急の仕事だったら、それは一生懸命に今の時点でやらないとならないのではないのでしょうか。

もし、実はこういう数字がありましたということであれば、一つでも二つでも出してほしいですね。ないならこれはこれからの時間の中で、町長、やらなければならないです。

これ以上聞いてもちょっと答えが出ないだろうかもしれませんが、考え方と姿勢について伺います。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

5月1日の就任以来、当然こういう制度ができてるのはわかっておりましたので、担当部署には現地に行ったり農協との連携を深めて、実地に農業者から話を聞き取るようにという指示はしておりましたので、そういう上で報告を受けておりましたから、1軒1軒、何%の減とかという数字は聞いておらなかったのはちょっとミスだったかもしれませんが、すべて聞き取った上での回答だったと私はとらえておりましたので、牧島議員がおっしゃるところまでの1軒1軒の数字を紙でもらったかというともらってはいませんが、確認した上での報告だったと思っておりまして、大きな損失には至っていないと理解しておりました。

1軒1軒は無理でしょうけれど、何か話せば、横井課長。

○議 長

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

1軒1軒の数字までは我々の方で把握している状況ではありません。

毎月毎月の出荷ということになりますので、前年の同じ月との対比ということになっていくのかなと思っております。

前年の内容につきましては、確定申告等でわかっておりますので、内容を確認することはできますし、今年度の出荷状況についてはそれぞれ農家さんの方で帳簿を持ってございまして、その対比の中で何%と確認をとって、それぞれの事業に乗るか、乗らないかとなっているのかなと思っております。

その中で、現状この今までの制度の中に乗ってこれるところがないと報告を受けておりますので、今のところこのそれぞれの事業所で20%以上、30%以上と売り上げが落ちるところは出ないと認識しております。

以上です。

○議 長

それでは、2番目の再質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

4回目の質問は議会はないんですけれども、今の言葉の端々とするようだけれども、数とかが問題ではないんですね。金額なんですね。

今回の国の制度の前年対比でもって月々30%落ちているか、50%落ちているか、金額で幾らなの。頭数がどうのではないんです。そのところも踏み違えてもらっては困るね。

それから、2点目、今回飲食業者に対して、その制度を町は、お答えにあるように振興補助金として、商工会が窓口になって、形づくったものであります。

それで、これも協議会の中の4月13日にはお店があって、お店の緊急的な渡りでもって、50万円支給、100万円支給、これがあったわけだけれども、協議会で50万円、100万円の境目がわからないと。

そして、結果50万円を11店舗ということになりました。

それで、そのときの報告でお伺いしているのは、例えばA店だと昨年同月で対比したときマイナス15%、B店で64%、C店で15%、D店で50%、それぞれマイナスになったんだ。だから今回の商工会を窓口にした支援策を考えると。

そこが15%であれ64%であり、100万円だった話が50万円になったわけだ。

それで、売り上げの金額だから、実際それでは手元で使えるお金が幾らかというのはこれはまた事情が違うからわからないんですね。

と同じように、今言った畜産農家も含めて、あるいは先ほど農業全体の経営体の性格でいっても、やっぱり収入額の差がいろんな形で出てくると。そのうち使えるお金もそれぞれに違う。

だけど、商業者に行った支援策と同じことを考えるか、考えないかは別にしても、多分考えざるを得なくなるのではないだろうか。

50%以上は持続化給付金が国から手当てされるから、十分、不十分はあってもそこで手当てされるんですよ。これ64%の場合は出てくるの、書類が正確に整理されればね。

だから、町のお金と合わせて使えることになるんだけど、そうでないところも含めて、商業者に対して支援をしたわけだから、これは畜産農家であれ、それから一般農業者であれ、仕組みはまたいろいろありますけれども、やっぱり根本となす一定の基準を示した要綱が今回はこういうことで進んだんだけど、今後は予想されることに対して、そうした基準がなければ、税の使い方の上で不公平が出てくるのだろうなど。

3次、4次の国の補正が出て、用意しましたよと言って、それを今度町に展開するときにも当然そういうものが必要にはなってくるのではないかなと思ったから、そういうときに基準を要綱としてまとめる必要があるのではないかと訴えたわけです。

そのところは新たな交付要領は整理はしておりませんと述べられているんだが、今私が言ったことを加味したときに、考える方策はないと答えてい

ただければそれでよろしいし、では、考えるかなとなれば、そういう答弁でもいいし。

いずれにしても、私は大事なことはないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

今、牧島議員おっしゃったように、3次、4次の国の補正予算が組まれて、町に対する臨時交付金が来るような状況に今後なる可能性はあるかと思いません。

今、2次補正は通りまして、間もなく2回目の臨時補正予算が通りまして、町への交付金というのが来ることになろうかと思えますけれど、1回目の臨時交付金のときは、やはり商工業者がメインとなるような対策の経費でありましたし、実際にコロナ対策、学校なり役場なり集会施設なりでコロナを防ぐという意味での経費配分だったかと思えます。

今後、2回目の補正が来るわけですがけれど、議員もおっしゃっていましたように、酪農ですとか畜産は今現在の問題でありますけれど、やはり全町にかかわる米の問題につきましては、秋から冬にかけての前渡金といいますか、それが出て初めて金額的なものが目に見えてくるのかと思っております。

今回、国が国策として商工業者を守るために大きな予算をつけましたけれど、当然農家経営が成り立たないとなれば、新たな補正予算もつくことになるでしょうし、臨時交付金が町に配分されることにもなろうかと思えますので、牧島議員のおっしゃる要綱等につきましては、今から用意するということにはまだならないのかと思えます。

もう少し時間がたって、大きな影響が出るということがはっきりした時点で検討させていただければと思います。

以上です。

○議長 長

再々質問ございますか。

○7番（牧島良和君）

なし。

○議長 長

それでは、3番目の再質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

3番目は、特定定額給付金のことではありますが、先般テレビで十勝地方で、それからつい先日は空知管内秩父別町でもその対応、対策でもって基準日以降の支給が報道されているところであります。

お答えいただいた中でも、道内の町村が述べられているわけであります。

そもそも今回国もアベノマスクと同じなんですよ。何人いてもマスク2枚という話でしょう。

それで、令和2年度の補正予算なんです。国のね。それが4月1日から始まって、4月27日、一月もたたない間の予算で手当てされているわけだ。そこしかないんですね。わかるよね、意味ね。

それで、100歳だ、102歳だ、先輩も含めてみんな我々も手当てされている。

この特例給付金の案内には、的確かつ家計への支援のために行うと、こうなっているんです。

時間がちょっときつくなってきたからね、まとめて行っちゃうけれども、お答えいただいた答弁の中では、新たな不公平を生む懸念があると書いてあるけれども、国の方が不公平を生んでいるんですよ。

5月、6月、これから生まれた子も当然家計に必要なお金として出てくるわけでしょう。

だったら、僕は2次補正でこれを組むかと思ったの。国は。僕、個人的な考えだよ。

そうすれば、町村は3月31日、いわんや4月1日まで生まれた子、ことしコロナが大変だし、生計を支援するよという形になるのが当たり前だ。逆なの。今の方が不公平を生んでいる。12分の11人は不公平なんです。片や10万円もらって、後から生まれた子は当たらないんだから。不公平でしょう。

それがわかったら、これはやっぱり2次補正の中でうちの町はこうするというのがしっかり手当てされて、10人もしくは15人の子供たちに浦臼町はやりましたと。これから生まれてくる子供たちにもすくすく健やかに育ててほしいと思いますと、こう手当てするのが、くらし応援課長、いかがですか。そう思いませんか。これからの子供たち。

それがやっぱり行政のやり方なんだと僕は思うんだな。

最後に申し上げ程度に書いて、なぜ当てたかといったら、最後にこう書いてあるでしょう。お答えいただいた。基準日以後に誕生された新生児に対しては町の大切な宝でありますことから、前町長から継続した出産祝い金とあるけれども、子育て支援ではないのさ。

迅速かつ的確に家計への支援を行うためのお金なんだから、町がやってきたことはやってきたこととして、コロナの影響でもってお子さん方を育てるための支援として出たんだから、これは全然考え方、後の4行はこれは余計なことなの。関係ないの。

町が誇るべきやってきたことはやってきたと。だけどこれから生まれてくる子供にも10万円を同じように支給しましょうと。

わからない話ではないと思いますけれども、いかがですか。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

新たな不公平という言い方をあえてさせていただいたのは、ほかにもいろいろな助成制度があった中で、これだけを期限を延ばしてというのはどういうものかということで、それを理由とさせていただきまして、支給は追加ではないということで回答させていただいたところです。

牧島議員のおっしゃるには、そこ自体が不公平を生んでいるというお話もありましたけれど、今現在、道内でも179のうちの4市町が追加で支給するという発表をされているところですけど、その他、大多数につきましては現状で進むという考え方もありますので、浦臼町としてはそちらの考え方で進めさせていただきたいと思います。

○議 長

再々質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

報告にあった4町村の中であつたとしても、どちらが正しいか正しくないかは別にしても、家計支援という文言がしっかりと書かれている特例定額給付金なわけでありまして、そういう視点からすれば国が間違っている。

そこを地方からしっかり発信して、こうではないですか、2次補正でも組んでくださいよというぐらいの発言、発信しましょう。だめ押し、できませんか。

○議 長

答弁お願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

金額的なものだけを見れば、本当にわずかなものかとは思っておりますけれど、今のところはこの考え方で進めさせていただきます。

○議 長

それでは、4番目の質問を出してもらえますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

倒木にかかわって、これ、いつから倒れているんですか。建設課長。それから商工観光課。いつから倒れているんですか。

早くにですけれども、公園を議会で視察したときに、あそこは歩道の町道とあわせて町有地と、それから米田さんといいたいまいしょうか、私も登記簿上はわかりませんが、金剛寺さんの用地となっています。

あのときに報告を受けたのは、環境整備でもって倒木と、あるいは前町長が275号線から湖面を見やすくするということで伐採をするときも含めて、金剛寺さん側からは快諾といいますか、ここ、ここという話だろうけれども、公園管理についての伐採等についての意見というのはその当時求めた

ものについてはいいですよとなったのはお話を聞いたところです。

今、あそこの状況を何人の方が見られているかわからないけれども、僕は同じ類だと思うんですね。いつから倒れているんですか。いつまでやりますか。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

できればすぐやります。

ただ、湖面が隣接しておりますので、冬工事でなければできないとか、たしか時期的な制約があると聞いておりますので、場所的な問題と金剛寺さんの所有者の方のご住職の意向が、生き物といいますか、それを大事にしたいという思いがあって、少しとめられていたところもあると聞いておりますので、その辺につきましましては再度お話しをさせていただいて、できれば今冬に本当にやればと思っております。

○議 長

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

3年前の風の強い台風のときに上部の方が折れておりまして、その当時整備させてほしいというお話をさせていただいたところ、根元からは切ってはいけないというか、根元からは切らないでくれと言われてまして、折れているところと言われて、どのようにしても届かなかったのが今の状況になっているということです。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

あと10分です。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

私的に仕事をやるなら、あそこは立木にビデの工作しながら、はりをかけて滑らないようにして、途中から倒れている分だけをカッティングすると。そんな冬まで待たないでやれる仕事だ。やらなきゃいけない。

というのは、夏場しか公園、回らないでしょう。冬までまた1年待つ。あれは3年前とってね、こんなばかみみたいな話でずらずらずらね、何やってるんですかって。

私も経験あるの。回れるよとって回っていったら、途中ストップさ。1時間かけて戻ってこなきゃいかんの。それはある湖。こんな残念なことないよ。

町はつくったものは当然のこととして管理しなければなりません。

事実に50万円以内でやってくれるんでない。ビデかけて、カッティン

グするのなら。安全対策しても。

前は275号線からアームを落として、そうでなければできないという話もしていたけれど、そんなことでなくたって、やっぱりやれる仕事だと僕は思うの。

とにかく、夏、人が通るんだ、周遊して、ご夫婦で、あるいはお子さん連れで。安全対策、トラロープ張って。やっぱり切りましょう。夏使ってください。再度、どうですか。

○議 長

答弁願います。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

すいません、技術的なことはさっぱりわかりませんので、業者がそういう判断をしたと聞いておりました、そのようにお答えしているわけですが、もう一度確認させます。

○議 長

5番目の再質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

5点目、診療所の医師にかかわってです。

町民の側からすれば、今、今野先生いらっしゃって、非常に信頼のもとでお仕事をし、それから患者さんもそうした位置でもって通われていると思います。

歯科診療所が1週間のうち2日になりました。そうはいつでも館山さん、一生懸命頑張っていたでいる。本当にうれしいことです。私も行きますからね。クリーニングも含めて。

やっぱり、診療所がなくなる。これは町政は4年間だから建物の問題も出てくるけれど、町民の多くは指定管理の時間がいつまでというのはわからないんですよ。3月31日まで、来春の。もう時間ないですよ。

そういう中で、やっぱりどう今の状態を組み立てられるか。多分いろんなアクションを起こしながら、手当てを議論としてされていると思うんだけど、この指定管理後も町民が安心して医療を受けられる体制を整えてまいりますという視点も、いや、そうかなと思うけれども、見えてこなければなかなかわからないですよ。

本当にこれ、私たちの日常の健康管理をやっぱりつかさどっていただく診療所ですし、町もそういうことでの建物であります。

建物の問題も含めて、後々の時間で私たちも勉強したいと思うけれども、まずは先生も建物ないから嫌だという話ではないと思うんですが、やりたくないとなったら、これ、どうしようもないものね。

手を挙げていないんだから、やっぱり後の時間でおよそどこら辺をめどとしながら、その具体提示をできるか、そこら辺についてお尋ねをしたいと思

います。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

現時点で詳しいことがお話しできなくて、大変申しわけありませんけれど、早ければ来月中にはある程度のお話しをさせていただけるかと考えておりますので、あとしばらく時間をいただきたいと思います。

○議 長

再々質問ございますか。

○7番（牧島良和君）

なし。

○議 長

それでは、6番目、再質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

このJRの検討会の会議ですけれども、なかなか会議はつくっても具体的な議論にならないというのが、昨年1年見ながらも散見する部分があります。

どのくらいの人数、規模でもって、どのくらいの会合をやりながら、その形を整えていくのかを再度お伺いします。

○議 長

答弁願います。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

先に質問を。この検討委員会の構成ですとか人数のことでしょうか。

申しわけありません。少し離れた期間もありまして、正確な十何人というところまで私はわかっておりません。申しわけありませんけれど。

ただ、公募した方も含めて、十数名で1度だけ会議を開いて、それ以後開いていないという状態が続いておりますので、早々に2回目を開かせていただきまして、駅周辺の私の考えとしてはコミュニティーゾーンということで集える施設も含めた中での検討を目指したいと考えておりますので、そのように進めさせていただきたいと思います。

○議 長

再々質問ありますか。

○7番（牧島良和君）

なし。

○議 長

それでは、7番目の再質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

教育者における学校における45時間と定めている部分なんですけど、これ月での45時間ということになりますと、1日、ちょっと計算を私もしていないものですから、2時間とかそういうぐらいになるのかなと思うわけですが、これはきょうは1時間であしたは3時間通してという、そういう時間でも計算では45の時間になりますよね。

そういうことも含めたことなのか、もともと働き方改革で先般議論したような課題があって、こういう数字が出てきたかなとも思ったりもするんだけど、道のプランとかにも書かれているので、市町村によって違うのか、それからタイムレコーダー云々と言ったら、この短い時間の中でタイムレコーダーを入れながらそういう時間が参酌できたのか、そこら辺の関係についてはどうでしょうか。

○議 長

答弁願います。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

この一月当たり45時間、それから年間360時間というのは、これはもともと国がガイドラインとして示していた数字でございます。

先般、国が法的ないろんな拘束力等々がなかったものをガイドラインを指針に格上げをしまして、その中で都道府県につきましては条例で定める、市町村については学校管理規則を改正して、それで定める考えになってございます。

これにつきましては、これ以外の時間を定めているという自治体の情報は聞いておりません。

先ほど、月45時間といいますけれども、それを単純に1.2倍すると360時間よりもっと大きい数字になるんですね。

ですから、月45時間ならいいよという数字ではないです。これはもうちょっと圧縮しなければいけないけれども、ただこれを時間を短縮することによって、例えば仕事の持ち帰り等が発生してもいけない。

基本的には、恐らく定員の増というのが基本だと思うのですが、ただ教員に限らずいろんな職種で人材不足というのが現状だと思います。

そこで、資質を保った上で、定員をふやすというのが多分一番いい方策であるというのを思っておりますけれども、なかなか全体の予算的なものもあるでしょうし、人材確保という面もあると思います。

いろんな角度から労働時間の短縮に努めていかなければいけないと、その客観的な時間を把握するためのまず最初的手段としてタイムレコーダー等を導入すると。

それによって、客観的な評価が可能になるというものでございます。

基本的な在校時間からそれに加える時間としましては、校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等に従事している時間、これを加える。

それから、テレワーク等の時間、これも加える。

それから、除く時間としましては、在校時間であっても自己研さんであるとか、業務外に従事している時間、これは自己申告によるとなっております。

それから、休憩時間についても除く時間とされております。

今後、客観的な数字を6月にタイムレコーダーを導入しましたので、それらで客観的な時間を把握しながら、労働時間の短縮に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

持ち時間を超えましたので。

それでは、これをもって、一般質問を終わります。

ただいまから、休憩といたします。

再開時間を3時55分といたします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時56分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第2 議案第30号

○議 長

日程第2、議案第30号 浦臼町定住促進住宅取得応援条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝睦己君）

議案書の16ページをお開きください。

議案第30号 浦臼町定住促進住宅取得応援条例の制定について。

浦臼町定住促進住宅取得応援条例を次のように制定する。

令和2年6月17日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、移住・定住を促進し地域の活性化を図るため、本条例を制定しようとするものでございます。

次のページをお開きください。

浦臼町定住促進住宅取得応援条例でございます。

住宅取得者に対する応援成金等の交付につきましては、平成28年度より開始した事業でございまして、昨年度まで適用しておりました旧条例が令和2年3月31日をもって失効したことに伴い、令和2年度以降も事業を継続実施するため新たに条例を制定しようとするものでございます。

新条例に基づく事業内容に、従来までと変更なく文言整理と条文の明確化を図っているものでございますので、要点と変更箇所についてのみご説明とさせていただきます。

第1条では、本町への移住及び定住を促進し、もって地域の活性化を図るものとする本条例の目的を定めてございます。

第2条では、本条例における用語の定義を定めており、第6号で夫婦双方が40歳未満であることとする若者夫婦の定義を明確化するとともに、第7号で子育て世帯の定義を新たに定めてございます。

第3条では、新築住宅取得応援助成金及び中古住宅取得応援助成金として、助成金の区分を規定してございます。

第4条では、交付対象者を定めており、第1号で契約締結に関する文言整理を行い、第2号では本条例の執行期限とする令和6年3月31日までに交付決定を受けたものと規定してございます。

次のページをお開きください。

第5条では、助成金の額を定めており、旧条例における若者夫婦及び子育て世帯に対する25万円の上乗せ規定を整理統合し、助成金の区分に応じた助成額の明確化を図ってございます。

第1号において、新築住宅に入居した場合は通常150万円、若者夫婦または子育て世帯に該当する場合は175万円と規定し、第2号において中古住宅に入居した場合は通常50万円、若者夫婦または子育て世帯に該当する場合は75万円と規定するとともに、中古住宅の取得費用が助成額に満たない場合の取り扱いについて新たに規定してございます。

第6条では、商品券の交付について定めており、前条において助成額の明確化を図ったことに伴う所要の文言整理を行ってございます。

第7条から次のページの第11条においては、助成金等の申請及び交付決定、請求及び交付、返還及び委任について定めてございます。

附則といたしまして、本条例は令和2年7月1日より施行し、令和6年3月31日をもって効力を失うものとするものとしてございます。

また、助成金等の返還規定につきましては、本条例の失効後も効力を有するものとしてございます。

以上が、議案第30号 浦臼町定住促進住宅取得応援条例の制定についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第30号 浦臼町定住促進住宅取得応援条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第30号 浦臼町定住促進住宅取得応援条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第31号

○議 長

日程第3、議案第31号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

議案書の20ページをお開き願います。

議案第31号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年6月17日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、特別職の期末手当基礎額における役職加算の凍結を継続するため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の10ページをお開き願います。

改正の内容につきましては、附則第8項の改正によりまして、期末手当基礎額に関する特例の期間の周期「平成22年4月1日から平成32年6月30日まで」を「令和2年7月1日から令和6年6月30日まで」に改めようとするものでございます。

議案書にお戻りください。

附則、この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上が、議案第31号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第31号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第31号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第32号

○議 長

日程第4、議案第32号 浦臼町中小企業振興条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

議案書22ページをお開きください。

議案第32号 浦臼町中小企業振興条例の一部を改正する条例について。

浦臼町中小企業振興条例の一部を次のように改正する。

令和2年6月17日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、新規開業者への支援を強化するとともに、事業支援の拡充を行い、商工業の活性化を図るものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の11ページをお開きください。

浦臼町中小企業振興条例の一部を改正する条例でございます。

第4条、施設等の整備に対する助成といたしまして、限度額を新築につきまして200万円を500万円に、また増改築及び取得につきまして100万円を300万円にいたします。

さらに、第3号を追加し、町外の個人及び法人の新規開業につきまして、開業後に町内に居住するなど条件を満たす者に限り、限度額に100万円を追加するものでございます。

次に、第5条、地場産品の開発等に対する助成といたしまして、限度額を50万円から100万円にいたします。

以上で、改正内容についての説明を終わります。

議案書23ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上が、議案第32号 浦臼町中小企業振興条例の一部を改正する条例についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第32号 浦臼町中小企業振興条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第32号 浦臼町中小企業振興条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第33号

○議 長

日程第5、議案第33号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝睦己君）

議案第33号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）。

令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億2,441万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,628万9,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債の補正」による。

令和2年6月17日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

初めに、第2表地方債の補正についてご説明いたします。7ページをお開きください。

1. 追加でございます。

起債の目的、トレシップタウシナイ川改修事業、限度額1,540万円でございます。トレシップタウシナイ川河床整備工事の予算計上に伴い、その財源として追加するものでございます。

同じく、追加でございます。起債の目的、雪寒機械購入事業、限度額2,530万円でございます。ロータリー装置つき除雪ローダー購入の予算計上に伴い、その財源として追加するものでございます。

同じく、追加でございます。起債の目的、最終処分場水処理施設装監視盤更新事業、限度額380万円でございます。一般廃棄物最終処分場に係る水処理施設装監視盤更新工事の予算計上に伴い、その財源として追加するものでございます。

同じく、追加でございます。起債の目的、校内通信ネットワーク整備事業、限度額690万円でございます。町立小中学校に係る学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務委託料の予算計上に伴い、その財源として追加するものでございます。

同じく、追加でございます。起債の目的、デジタル防災行政無線更新事業、限度額5,030万円でございます。デジタル防災行政無線更新業務委託料の予算計上に伴い、その財源とするため追加するものでございます。

同じく、追加でございます。起債の目的、岩村線道路改良舗装事業、限度額1,390万円でございます。町道岩村線道路改良舗装工事の予算計上に伴い、その財源とするために追加するものでございます。

次に、2. 変更でございます。8ページをごらんください。

起債の目的、ラウネナイ川改修事業でございます。ラウネナイ川護岸改修工事について、追加施工箇所に係る予算の追加計上に伴い、限度額1億1,810万円を1億2,220万円に変更するものでございます。

今回の地方債の補正に係る起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、追加及び変更後のすべての事業において共通の内容となっております。

起債の方法につきましては、証書借り入れ、利率につきましては6.5%以内といたします。ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率とするものであります。

償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件によるもの

とし、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによることとするものであります。

ただし、財政の都合により据置期間、償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものといたします。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。13ページをお開きください。

主なものについてご説明させていただきます。

2款総務費、1項1目一般管理費、補正額518万5,000円の追加でございます。12節委託料につきまして、本年度より新たに制度開始となりました会計年度任用職員制度に対応するため、人事給与システムの改修に係る業務を委託するものでございます。14節工事請負費につきましては、福祉センターエアコン3機の改修工事に係る予算計上を行うものでございます。

3目企画費、補正額1,045万8,000円の追加でございます。定住促進住宅取得応援事業の継続実施に伴い、18節負担金補助及び交付金につきまして、新築住宅または中古住宅を取得した交付対象者に対する助成金各4件分及び若者夫婦子育て世帯に上乘せ交付となる助成金4件相当分を計上するとともに、7節報償費へ若者夫婦子育て世帯に該当する交付対象者に対してあわせて交付する商品券4件分を計上するものでございます。

4目財産管理費、補正額475万円の追加でございます。14節工事請負費につきまして、老朽化や廃止に伴い不用となったと公有財産の解体工事に係る予算を計上するものでございます。対象施設は職員住宅7戸及び晩生内簡易水道施設の水槽部の解体となっております。

7目生活交通対策費、補正額7,412万5,000円の追加でございます。12節委託料につきまして、本年度をもって廃線となりましたJR札沼線に係る鉄道敷地等の測量調査、土質調査や土壌試験による解析、橋梁撤去に係る調査設計等、その跡地利用に向けた調査設計業務を委託するものでございます。

9目地方創生事業費、補正額750万円の追加でございます。12節委託料につきまして、ワインの郷構想や食の駅リニューアルの検討及び農産物加工品の販売促進や着地型体験プログラムづくりといったソフト事業の展開等、産業観光ランドデザインの再構築検討に係る業務を委託するものでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、補正額440万2,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金につきまして、昨年度まで町民まちづくり活動応援補助金の活用により実施していただけても食堂事業を本年度から振興事業補助金の対象事業へ移行した上で、当該事業運営を支援するための補助金として、今年度より社会福祉費に計上するものでございます。

19節扶助費につきましては、高齢者等を対象として実施する冬の生活支

援事業及び除雪費助成事業の継続に必要な助成金を計上するものでございます。

次のページをお開きください。

4款衛生費、1項2目予防費、補正額232万9,000円の追加でございます。7節報償費及び10節需用費につきましては、認知症健診に係る医師等への謝礼のほか消耗品等健診の実施に必要な予算を計上するものでございます。19節扶助費につきましては不妊・不育治療費助成金といたしまして、従来までの特定不妊治療に対する助成に加え、一般不妊治療及び通院に係る交通費を助成対象として拡充するとともに、聴覚検査費助成金といたしまして生後1カ月程度の新生児を対象とした聴覚検査費用初回分への助成を行う新規事業を実施するものでございます。

4目保健センター等管理費、補正額700万2,000円の追加でございます。保健センター調理実習室にエアコンを新設するとともに、機能訓練室及び展示コーナーのエアコン更新に係る予算を14節工事請負費に計上するものでございます。

2項3目最終処分場管理費、補正額385万円の追加でございます。14節工事請負費につきましては、一般廃棄物最終処理場に係る浸出水のモニタリングを一括管理しております計装監視装置の老朽化に伴い、最終処分場稼働に必要な不可欠な設備であることから更新工事を行うものでございます。施設稼働の平成14年以来初めての更新となるものでございます。

5款農業費、1項4目土地改良費、補正額400万円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、農業者負担の軽減に資するため国営かんがい排水事業樺戸地区維持管理費助成金として、土地改良区へ助成するものでございます。

5目農業振興費、補正額195万7,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、地域農業再生協議会に対し、畑作構造転換事業の実施に伴う追加の補助金を計上するとともに、若手農業者チャレンジ応援事業の対象年齢要件を50歳までに拡充して実施するための補助金を追加計上するものでございます。

6目農村センター管理運営費、補正額442万2,000円の追加でございます。14節工事請負費につきましては、農村センター屋上防水の一部について改修工事を行うものでございます。改修面積は286平方メートルとなっております。

12目ジビエ処理加工センター管理運営費、補正額40万円の追加でございます。12節委託料につきましては、減量化施設における攪拌作業の運用改善を図るため、既存の残渣を一たん産業廃棄物として処理する業務を委託するものでございます。

2項1目林業振興費、補正額148万9,000円の追加でございます。12節委託料につきましては、新たな森林経営管理制度の実施に伴い必要となる森林使用者に対する森林経営に関する意向調査の実施に係る業務を委託す

るものでございます。対象森林は253小班188.24ヘクタールを見込んでございます。

次のページをお開きください。

6款商工費、1項1目商工振興費、補正額2,168万2,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして4点の補助金を追加するものでございます。主なものといたしましては、1点目といたしまして町内全世帯に対し商品券1万円相当を配付する本年2度目の町内消費活性化事業補助金950万円を追加するものでございます。次に認定こども園の臨時休園や小中学校の臨時休校に伴い増加している子育て世帯の家計負担を支援するため、高校生以下の児童生徒のいる世帯に対し商品券5,000円相当を一律に配付する子育て世帯応援商品券発行事業補助金80万円を追加するものでございます。これら二つの補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として活用するものでございます。

また、プレミアム付商品券発行事業につきましては、商品券1セット1万円に対するプレミアム率を30%とし、あわせて商品券購入者に対し1セット当たり500円分の飲食券を上乗せする事業の実施に必要な補助金として1,102万円を追加するものでございます。

2目観光費、補正額1,466万6,000円の追加でございます。14節工事請負費におきまして、鶴沼公園内の人道橋2橋及びフェンスの改修を行う鶴沼公園内施設改修工事並びに温泉保養センター床暖房設備の改修に係る工事請負費を計上するものでございます。

7款土木費、1項2目道路維持費、補正額1,723万円の追加でございます。14節工事請負費の1点目といたしまして、道路維持補修工事の追加でございます。内容といたしましては、町道樺戸台地線のり面補修等によるものでございます。2点目といたしまして、道路補修工事の追加でございます。町道岩村線道路改良舗装事業に係る予算でございます、工事延長は475メートルでございます。

4目除雪対策費、補正額6,108万5,000円の追加でございます。17節備品購入費におきまして、雪寒機械ロータリー装置つき除雪ローダー1台の購入に係る予算を計上するものでございます。既存除雪ローダーからの入れかえとなるものでございます。

2項2目河川維持費、補正額1,900万円の追加でございます。14節工事請負費におきまして、2件の工事について追加するものでございます。1点目といたしまして、ラウネナイ川護岸改修工事でございます。護岸崩落により追加工事が必要となったかごマットの施工に必要な予算を計上するものでございます。2点目といたしましては、トレシップタウシナイ川河床整備工事でございます。河床掘削等工事延長は770メートルでございます。

3項2目公営住宅整備費、補正額713万9,000円の追加でございます。14節工事請負費におきまして、中央団地外構舗装改修工事を計上する

ものでございます。工事内容は中央団地B棟及びC棟に係る側溝駐車場歩道の改修となっております。

8款消防費、1項2目水防費、補正額5,834万8,000円の追加で
ございます。10節需用費、14節工事請負費、17節備品購入費にそれぞれ
計上している予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る
ものとなっております。10節需用費につきましては、アルコール消毒液
のほか消毒作業用資材、使い捨てマスク等の調達に係る消耗品費となつてご
ざいます。14節工事請負費及び17節備品購入費に計上しております予算
につきましては、現在専門家においてその有効性評価が継続的に行われてお
ります次亜塩素酸水に係るものが含まれておりますことから、予算執行に当
たっては慎重に対応してまいりたいと考えてございます。

12節委託料につきましては、デジタル防災行政無線の更新に係る業務を
委託するものでございます。平成14年以来の更新となり、現行のアナログ
方式による無線が今後使用期限を迎えることから、今回の更新にあわせデジ
タル方式による整備を図るものでございます。更新は令和3年度までの2カ
年で行うこととし、本年は役場庁舎及び消防庁舎に設置しております操作卓
の更新業務を委託するものでございます。

次のページをお開きください。

9款教育費、1項2目事務局費、補正額1,643万4,000円の追加
でございます。12節委託料につきましては、GIGAスクール関連事業に
より導入するタブレット端末に係るシステム障害への対応、故障時の対応等
保守業務を委託するものでございます。17節備品購入費につきましては、
小中学校児童生徒の自宅において、タブレット端末の運用に必要な通信環境
が未整備の家庭向けに無償貸与するモバイルルーター60台分を計上するも
のでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、高等学校通
学等支援事業の継続実施に必要な助成金を計上するものでございます。

2項1目小学校費学校管理教育振興費、補正額1,745万1,000円
の追加及び3項1目中学校費学校管理教育振興費、補正額1,370万7,
000円の追加につきましては、GIGAスクール関連事業として共通する
予算計上となっておりますことから、一括にてご説明させていただきます。
12節委託料につきましては、小中学校における無線LAN等校内ネットワ
ーク環境の整備に係る業務をそれぞれ委託するものでございます。17節備
品購入費につきましては、小中学校全児童生徒用のタブレット端末の購入と
あわせ必要となるセキュリティーツール等導入経費を計上するものでござい
ます。タブレット型端末の導入台数につきましては、小学校70台、中学校
44台でございます。

5項2目保健体育施設費、補正額4,176万7,000円の追加でござ
います。14節工事請負費につきましては、B&G財団の助成を受け、B&
G海洋センターに係る暖房設備の改修及びアリーナ等照明器具のLED化を
図る工事を発注するものでございます。

歳出合計 4 億 2, 4 4 1 万円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。9 ページをお開きください。

主なものについてご説明させていただきます。

1 3 款国庫支出金、2 項 1 目総務費国庫補助金、補正額 3, 3 5 0 万円 9, 0 0 0 円の追加でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、第 1 次分交付限度額を予算計上するものでございます。

5 目土木費国庫補助金、補正額 2, 7 7 2 万円の追加でございます。雪寒機械購入に係る社会資本整備総合交付金でございます。補助率は 3 分の 2 でございます。

6 目教育費国庫補助金、補正額 1, 1 9 4 万 3, 0 0 0 円の追加でございます。小中学校におけるタブレット型端末の整備及び遠隔学習に必要な設備を補助対象とする公立学校情報機器整備費補助金及び校内ネットワーク環境の整備を補助対象とする学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金でございます。

1 4 款道支出金、2 項 1 目総務費道補助金、補正額 5 1 万 9, 0 0 0 円の追加でございます。地域づくり総合交付金 5 0 万円につきましては、鶴沼公園内施設改修工事を対象として申請中の補助金でございます。

1 8 款諸収入、3 項 2 目雑入、補正額 1, 8 6 6 万 7, 0 0 0 円の追加でございます。海洋センター改修工事に係る B & G 財団からの助成を受ける修繕助成金の交付決定によるものでございます。

1 9 款町債、1 項 2 目土木債、補正額 5, 8 7 0 万円の追加でございます。雪寒機械購入事業及び岩村線道路改良舗装事業につきましては過疎対策事業債、ラウネナイ川改修事業及びトレシップタウシナイ川改修事業につきましては緊急自然災害防止対策事業債による起債をそれぞれ予定してございます。

3 目消防債、補正額 5, 0 3 0 万円の追加でございます。デジタル防災行政無線更新事業につきまして、過疎対策事業債による起債を予定してございます。

4 目教育債、補正額 6 9 0 万円の追加でございます。校内通信ネットワーク整備事業に係る学校教育施設等整備事業債でございます。

5 目衛生債、補正額 3 8 0 万円の追加でございます。最終処分場水処理施設設計装監視盤更新事業につきまして、過疎対策事業債による起債を予定してございます。

2 0 款繰入金、1 項 1 目基本財産繰入金、補正額 2 億 1, 1 6 3 万 5, 0 0 0 円の追加でございます。財源調整に伴い財政調整基金からの繰り入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同額の 4 億 2, 4 4 1 万円の追加となっております。

以上が、議案第 3 3 号 令和 2 年度浦臼町一般会計補正予算（第 5 号）の

内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

14ページ、産業観光推進グランドデザイン業務委託料ですが、説明ではワイン醸造所、食の駅、農産物の販売等にかかわる経費となったんですが、このワイン醸造所、町長も言われていたところだけれども、既に29年、30年のグランドデザインたる委託の中で町の選ぶべき方向をも含めたトータルのデザインが2,300万円からのお金のもとで出ているわけですよね。

それで、それが昨年1年間の中で提出を受けて、委員会がどういう方向性を出したのか。

それから、基本的にはその方向に議論すべきこれからの浦臼町の時間だとは考えるわけだけれども、方向性は出し切れたのか、グランドデザインがコンサルが提示した道の駅構想を含めた、それはワインも山の上につくることの提示だから、それと道の駅の構想の絞り込みの経過、経緯の議論というのはどうなっているんですか。

○議 長

答弁願います。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

平成29年度から業務を発注しておりまして、グランドデザインの構想を進めてまいりました。

昨年度につきましては、協議会においてA案、B案という2案の形をつくりまして、理事者の方にこの協議会ではこうなりましたとして報告をさせていただいております。

その後、A案にするかB案にするかという、庁舎内で話し合いを進めておりまして、その後、本来であれば協議会等をもう1回開催しまして、協議内容を報告するところでしたが、コロナの関係もありまして、会議等を開くことができずに、今年度、今現状を迎えているというところでございます。

グランドデザインの中では、ワインの醸造所の話は確かにエリアとしてそこに鶴沼ワイナリーがあるわけですから、そのことも当然踏まえてグランドデザインのことを考えてきましたけれども、醸造所の建設云々についてはグランドデザインの中では細かく話をしているわけではなくて、基本的に鶴沼地区に観光の一つとしてワイナリーがあるという位置づけで、グランドデザインの中では話し合ってきましたので、今回新たに醸造所の建設に向けたさらに詳しい話し合いをしていかなければならないということで、グランドデザインの業務の中に今回ワインの醸造所の話を含んだというところでござ

います。

以上です。

○議長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

私たちにはグランドデザインの業務委託の報告された、つくり上げたものというのは31年の3月の段階で31年の昨年5月提示をいただいて見ているところなんですね。

それで、この委員会の持ちようなんだけれども、検討委員会があって、検討委員会は31年3月31日で任期としては切れると。

それで、産業観光グランドデザイン推進協議会というのは令和2年、ことしの3月31日までということで、つくり上げられた時間から私どもにいただいた5月の時点からとしても、10カ月ぐらいの時間があるんですね。

確かに、コロナは今年度に入ってあったんだが、それまでにこの2案に対する道の駅構想を含めた周辺の提示がされて、その方向性の協議がコロナがあったとはいえ、全く協議されていないのではないですか。

そういう時間を経ながら、醸造所、確かにワイナリーを含めた景観を利用した形をどうつくるのかというのは議論になったし、その報告もペーパーでこの中に載せられているけれども、道の駅が先行しつつグランドデザインで議論してきたことが固まり切らないところでどっちもどっちになるのではないですか。

これ、何のためのグランドデザインだったかというのは、最終的に協議会の委員の任期も切れて、会議ももうできない、そこでの検討結果を絞り切れないところで、また醸造所云々くんぬんといっても、どっちも置き去りになるのではないですかね。

先般の先ほども申した2回、3回の協議会の中でも、町長が醸造所の問題で畷村さんとの話はこれこれしかじかという話をしていて、そここのところのグランドデザインで750万円使って、形づくるんですか。ちょっと議論として全然整理されないつつコンサルへの業務ばかりで、議論は今回の一般質問でもグランドデザインの意見が出たんだけど、そこでの議論を経ても形づける方向にはなっていないんですね。それをまた750万円かけて、ことしじゅうにやるんですか。

○議長

答弁願います。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

先週の全員協議会でもお話しをさせていただきましたけれど、グランドデザイン、確かにおとしですか、2案が示されまして、休養村側が望ましいのではないかとという答えということで、それをもって議員さんの方には説明をさせていただいたところです。

その後、特に進展もなかったと今ご指摘もありましたけれど、最終的には年が明けてコロナの騒ぎもありまして、昨年1年間はほぼとまっていた状況になっていると思います。

そういう中で、先週の全員協議会の中でお話しをさせていただきましたけれど、ワインの醸造所につきましてはグランドデザインの中でというか、一体的なものにはなかなかかなりづらいのかなという思いはあります。

全く北海道ワインとの協議結果によっては進むとも進まないともまだわかっていない状況にありますので、グランドデザインは当然連携する施設としては一体的な考え方を持っていていいとは思いますが、今その750万円でやろうとすることは、先ほど城宝の方から説明もありましたけれど、それはこの前の全員協議会でお示しした中身であって、その中で議長なりからお話がありましたように、改めてその750万円、全額使うかどうかは別にして、その中で一体今年度は何をやっていく、何に取り組んでいくのかというのをもう1度議員さんに対して明らかにしてくれと。

それをもって判断するというお話もいただいておりますので、再度内部でも話しますし、当然コンサルも入れて話をさせていただいた上で、今年度取り組む内容につきましては改めて議員さんに提示させていただきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

18ページ。今回の商工振興費の中で子育て世帯応援商品券発行、対象戸数、何戸なのか教えていただきたいと。

それからもう1点、補正予算とはちょっと違うんですけど、プラスチックごみが7月1日から改正されるでしょう。

それで、それまでに袋を買いだめした人がいる。プラスチックごみの。

それで、もう7月からはその袋、使えないと。何とかしてくれという声も実はある。

ちょっとある方に聞いたら、奈井江町では新しいものに交換してくれる。うちの町も奈井江町と差をつけないように同等に、やはり交換ぐらいしたらどうかと思うんですけど、いかがですか。

○議 長

答弁願います。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

子育て世帯については、約120世帯と予定しております。

以上です。

○3番（柴田典男君）

1歳から高校生までの世帯。

○議 長

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

医療費の助成と同じ考えをしております、ゼロ歳から18歳の生徒のところまでと考えています。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

申しわけないです。奈井江町の件はちょっと承知していなかったんですけど、うちの場合ですけれど無料で配った分がありまして、それは燃えるごみとして使ってよろしいですよといったものもあるんですけど、それとは別なものなんですね。

余り大量に買う方はいないと思うんですけど、たまたまそういう方がいらしたんですか。

○3番（柴田典男君）

名前は言えないけれど。

○町長（川畑智昭君）

無料で配った分もありますので、それを持ってこられてもちょっと見分けがつかないところもありますけれど、多分特殊な例ではないかと思うんですけど。すいません、今のところは考えていなかったという。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

16ページの衛生費なんですけど、先ほど不妊・不育治療の助成の中で、一般不妊まで拡張したいというお話だったような気がしたんですけど、一般不妊というのは何でしょうか。

○議 長

齊藤課長。

○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在、浦臼町の方で行っている特定の不妊治療ではなくて、一般の不妊治療というのはタイミング法ですとか、人工授精という方法によるものになっています。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

こだわるんだけど、ランドデザインで先般、振興課の資料でいただ

いた中で、ここに2カ所ほど浦臼地区、晩生内地区との連携を含めて検討する。ここで改めてこういう書き方の意味というのはどういうことを指しているのか、それからワインの郷構想というのは構想文として、私、ちょっと忘れたのかもしれないけれども、どこでどんなものとして出されたんでしょうか。

○議 長

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

浦臼、晩生内エリアとの連携というところにつきましては、それぞれこの3年間でサイクリングのツアーとかをやってまいりまして、今のところ鶴沼を発進して鶴沼でゴールするというコースを設定しておるんですけども、その中で晩生内地区に1カ所もしくは2カ所、休憩スペース、それと札幌からいらっしゃった方が例えば農産物を買えるプレハブのようなものをつくれなにかという構想もしております、その中で鶴沼地区と晩生内地区の連携についてやっていけないかという構想をしております。

それと、浦臼地区につきましては今後駅前の再開発等も行われるのかなと思っております、それとの連携も図っていかねばならないというところで、浦臼、晩生内地区との連携と考えております。

それと、ワインの郷構想につきましては、正式な名前はちょっと忘れちゃったけれど、総合振興計画とともに立てられましたチャレンジプランの中にワインの郷構想というのがございまして、ワインの醸造所を町の柱にというところの構想がございしますが、そのこととさせていただきます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第33号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第33号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議時間は、審議の案件の説明が会議規則第9条に定める時間内に終了する見込みがありませんので、よって延長したいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◎日程第6 議案第34号

○議長

日程第6、議案第34号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

議案第34号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ24万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,154万5,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月17日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

初めに、歳入歳出の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、下水道担当職員の扶養手当等の増額によるものでございます。

1款1項3目下水道維持管理費におきまして24万5,000円の追加になってございます。内訳としまして、3節職員手当等において扶養手当11万円、児童手当13万5,000円、計24万5,000円の追加となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開きください。

3款1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金におきまして24万5,000円の追加となっております。

歳入合計、歳出と同じ24万5,000円の追加となっております。

以上、議案第34号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第34号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第34号 令和2年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 同意第4号

○議 長

日程第7、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川畑町長。

○町長(川畑智昭君)

24ページをお開きください。

同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて。

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月17日提出

浦臼町長 川畑智昭

住所につきましては、□□□□□□□□□□□□□□□□、氏名につきましては伊藤覺施、生年月日は□□□□□□□□□□、選任理由につきましては任期満了によるものでございます。

提案理由といたしましては、伊藤覺施委員の任期が令和2年8月18日をもって満了するため、次期委員を選任しようとするものでございます。ご審議賜りまして、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

同意第5号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて、原案のとおり決定することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、同意第5号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについては同意することに決定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時58分

再開 午後 4時58分

○議 長

会議を再開いたします。

◎日程第9 同意第6号

○議 長

日程第9、同意第6号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

折坂美鈴議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

[折坂美鈴議員退場]

○議 長

提案理由の説明を求めます。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

同意第6号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。

農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月17日提出

異議なしと認めます。

したがって、日程第10、同意第7号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについてから日程第20、同意第17号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについてまでの11件については一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

同意第7号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。

農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月17日提出

浦臼町長 川畑智昭

住所につきましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□、氏名は古橋優一、生年月日につきましては□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□でございます。

提案理由につきましては、現委員の任期満了に伴い、新たに任命するものでございます。

次ページをおめくりください。

同意第8号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。

農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月17日提出

浦臼町長 川畑智昭

住所につきましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□、氏名は土橋直生、生年月日につきましては□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□でございます。

提案理由につきましては、現委員の任期満了に伴い、新たに任命するものでございます。

次ページをおめくりください。

同意第9号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。

農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月17日提出

浦臼町長 川畑智昭

住所につきましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□、氏名は石橋和博、生年月日につきましては□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□でございます。

提案理由といたしまして、現委員の任期満了に伴い、新たに任命するものでございます。

次ページをおめくりください。

同意第10号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。

農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月17日提出

浦臼町長 川畑智昭

住所につきましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□、氏名は鎌田和久、生年月日は□□□□□□□□□□でございます。

提案理由といたしまして、現委員の任期満了に伴い、新たに任命するものでございます。

次ページをおめくりください。

同意第11号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。

農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月17日提出

浦臼町長 川畑智昭

住所につきましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□、氏名は今田厚子、生年月日につきましては□□□□□□□□□□となっております。

提案理由といたしまして、現委員の任期満了に伴い、新たに任命するものでございます。

次ページをおめくりください。

同意第12号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。

農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月17日提出

浦臼町長 川畑智昭

住所につきましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□、氏名は高田輝雄、生年月日につきましては□□□□□□□□□□でございます。

提案理由につきましては、現委員の任期満了に伴い、新たに任命するものでございます。

次ページをおめくりください。

同意第13号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。

農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月17日提出

浦臼町長 川畑智昭

住所につきましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□、氏名につきましては位田勝、生年月日は□□□□□□□□□□でございます。

提案理由につきましては、現委員の任期満了に伴い、新たに任命するものでございます。

次ページをおめくりください。

同意第14号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。

農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭

和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月17日提出

浦臼町長 川畑智昭

住所につきましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□、氏名につきましては畑山証、生年月日は□□□□□□□□□□□□□□□□でございます。

提案理由につきましては、現委員の任期満了に伴い、新たに任命するものでございます。

次ページをおめくりください。

同意第15号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。

農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月17日提出

浦臼町長 川畑智昭

住所につきましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□、氏名は佐藤等、生年月日につきましては□□□□□□□□□□□□□□□□でございます。

提案理由といたしまして、現委員の任期満了に伴い、新たに任命をするものでございます。

次ページをおめくりください。

同意第16号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。

農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月17日提出

浦臼町長 川畑智昭

住所につきましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□、氏名は三次博之、生年月日につきましては□□□□□□□□□□□□□□□□。

提案理由につきましては、現委員の任期満了に伴い、新たに任命をするものでございます。

次ページをおめくりください。

同意第17号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。

農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月17日提出

浦臼町長 川畑智昭

住所につきましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□、氏名は石井文彦、生年月日は□□□□□□□□□□□□□□□□でございます。

提案理由といたしまして、現委員の任期満了に伴い、新たに任命をするものでございます。

以上、11件、ご審議賜りまして、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論は一括して行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

同意第7号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについてから同意第17号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについての11件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

よって、同意第7号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについてから同意第17号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについての11件については、同意することに決定されました。

お諮りします。

ただいま、柴田議員から、意見書案第1号 種苗法の改正について慎重な審議を求める意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 意見書案第1号

○議 長

追加日程第1、意見書案第1号 種苗法の改正について慎重な審議を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りします。

意見書案第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、意見書案第1号 種苗法の改正について慎重な審議を求める意見書についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、種苗法の改正について慎重な審議を求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和2年第2回浦臼町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 5時14分